

第六十一回 参議院農林水産委員会會議録第六号

(一一八)

昭和四十四年三月二十五日(火曜日)

午前十一時五分開会

委員の異動

三月二十日

辞任

三月二十二日

辞任

三月二十四日

辞任

三月二十四日

辞任

三月二十四日

辞任

三月二十四日

辞任

三月二十四日

辞任

三月二十四日

辞任

三月二十四日

辞任

三月二十四日

辞任

三月二十四日

辞任

三月二十四日

辞任

三月二十四日

辞任

三月二十四日

辞任

三月二十四日

辞任

三月二十四日

辞任

三月二十四日

補欠選任

木島 義夫君

補欠選任

櫻井 志郎君

補欠選任

木島 義夫君

補欠選任

櫻井 志郎君

補欠選任

木島 義夫君

補欠選任

櫻井 志郎君

補欠選任

木島 義夫君

補欠選任

櫻井 志郎君

補欠選任

木島 義夫君

補欠選任

櫻井 志郎君

補欠選任

木島 義夫君

補欠選任

櫻井 志郎君

補欠選任

木島 義夫君

補欠選任

櫻井 志郎君

補欠選任

木島 義夫君

補欠選任

櫻井 志郎君

農林大臣

長谷川四郎君

農林大臣官房長

大和田啓氣君

農林省蚕糸園芸

局長

小暮 光美君

水産庁長官

森本 修君

事務局側

常任委員会専門

員

宮出 秀雄君

本日

の会議に付した案件

○繭糸価格安定法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整

備計画の変更について承認を求めるの件(内閣

提出、衆議院送付)

○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委

員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨二十四日、上林繁次郎君が委員を辞任され、

その補欠として沢田実君が選任されました。

○委員長(任田新治君) 繭糸価格安定法の一部を

改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたしま

す。長谷川農林大臣。

○國務大臣(長谷川四郎君) 繭糸価格安定法の一

部を改正する法律案につきまして、その提案理由

を御説明申し上げます。

生糸の需要は、今後長期的に見て、国民所得の

上昇に伴い国内及び海外において増加する見通し

であり、こうした需要の長期的見通しに即応して養蚕の振興をはかってまいることが、ますます緊要と考えられるところであります。

これがため、繭及び生糸の価格を安定させることにより、蚕糸業の経営の安定と生糸の輸出の増進をはかることが強く要請されるのであります。

繭及び生糸の価格の安定につきましては、昭和二十六年以降に降国の繭糸価格安定法に基づき、糸価安定特別会計を通じて生糸の買い入れ及び売り渡し等の業務を実施してきたのであります。さらに、昭和四十一年に民間と政府との共同出資により、日本蚕糸事業団を設立し、異常変動防止のための価格安定帯の範囲内でのいわゆる中間安定をはかるため、生糸の買い入れ及び売り渡し等の業務を実施してきたのであります。

これらの国及び日本蚕糸事業団が分担実施してきた業務は、いずれも繭及び生糸の価格の安定を目的とした業務であることにかんがみ、行政簡素化の趣旨にも照らし、これらの業務を日本蚕糸事業団に一元的に行なわせることにより、繭及び生糸の価格安定機構の簡素化及び合理化をはかることが必要であると考え、今回この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、従来国が糸価安定特別会計によって行なってきた繭及び生糸の価格の異常変動防止に関する業務を、日本蚕糸事業団に行なわせようとするのであります。

この異常変動防止に関する業務の日本蚕糸事業団への承継に伴い、政府から事業団に三十億円を追加出資するとともに、この業務にかかわる事業団の債務について、政府が債務保証をすることができるようになることのであります。

第二は、従来日本蚕糸事業団が行なってきた繭及び生糸の価格の中間安定をはかるための生糸の買い入れ及び売り渡し等の業務については、従来どおり事業団に行なわせようとするのであります。

第三は、日本蚕糸事業団が繭及び生糸の価格の異常変動防止に関する業務と中間安定に関する業務を一元的に実施することに伴い、事業団の組織、財務会計等に関する諸規定を、繭糸価格安定法に規定しようとするのであります。

財務及び会計については、この異常変動防止に関する業務にかかわる経理と中間安定に関する業務にかかわる経理とを、それぞれ勘定を設けて整理することとし、異常変動防止の勘定において、政府からの追加出資三十億円を経理するとともに、その債務につき政府が債務保証することができるようになることのであります。

その他、従来日本蚕糸事業団が行なってきた輸出入生糸の買い入れ及び売り渡し等の業務につきましては、従来どおり事業団が実施できるようにすることのであります。

なお、外国産生糸の価格の低落等により生糸の輸入が増加したため、わが国の蚕糸業の経営の安定に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合において、必要があるときは、政府は、生糸の輸入に関し、必要な措置を講ずるものとすることのであります。

以上が、この法律案の提案理由と主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(任田新治君) 次に、補足説明及び関係資料の説明を聴取いたします。小暮蚕糸園芸局長。

○政府委員(小暮光美君) 繭糸価格安定法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を

補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容の概略を御説明申し上げます。

第一は、繭及び生糸の価格の異常変動の防止に関する措置を改善したことであり、

その第一点は、現行法におきましては申し込みに応じて、予算の範囲内において最低価格で生糸を買い入れ、その買い入れた生糸は最高価格で売り渡すこととなっておりますが、売り渡すべき生糸の数量が、買い入れる旨の申し込み数量に比べて少量である場合には、申し込みによる最高価格での建て値売り渡しは、売り渡しの相手方の選定に困難が生じることが考えられますところから一般競争入札その他の方法で売り渡すこととしていたしております。この売り渡し方法の改正に伴い、最高価格の名称を安定上位価格と改め、売り渡しの標準とするとともに、あわせて最低価格の名称も安定下位価格と変更することとしております。

第二点は、安定下位価格で買い入れることのできる生糸は国内において製造された生糸に限ることとしたこととあります。昭和二十六年に現行法が制定された当時は、国内に輸入生糸が流入することは全く想定されなかったところから特に入力される生糸について国内産に限定する必要はなかったものでありますが、昭和三十八年以降の生糸輸入の増加傾向に対処し、一定の財源をもって国内の蚕糸業の経営の安定に資するためには、買入れることのできる生糸を国内産のものに限ることが必要となってきたのであります。

また、外国産の生糸の価格の低落その他予想されなかった事情の変化により輸入が増加したため、国内の生糸の需給が著しく均衡を失ひ、わが国の蚕糸業の経営の安定に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合において、必要があるときは、政府は生糸の輸入に關し、当該事態を克服するため相当と認められる措置を講ずることとしております。

第二は、繭及び生糸の価格の中間安定に關する

措置についての改善であります。

従来、繭及び生糸の価格の中間安定のための生糸の買い入れ、売り戻し及び売り渡し、委託による乾繭の売り渡し等の業務に關する諸規定は、日本蚕糸事業団法第三章に規定されておりましたが、それらについては次の二点の変更を除いては、同内容の規定を繭糸価格安定法第三章の繭及び生糸の価格の中間安定に關する措置として加えることとしております。

変更の第一点は、事業団が定めることになってゐる買い入れ価格及び標準売り渡し価格の名称を中間買い入れ価格及び標準中間売り渡し価格に変更することとしたこととあります。これは、これまで国が行なっていた繭及び生糸の価格の異常変動の防止に關する業務を事業団が行なうこととしたことに伴い、中間安定の業務にかかわる生糸の売買に關する価格を明確にするためであります。

変更の第二点は、中間買い入れ価格で買い入れることができる生糸を、日本蚕糸事業団に対して出資した製糸業者が国内において製造した生糸に限ることとしてゐることとあります。これは、最近における輸入生糸の増加傾向に対処するためのものであり、安定下位価格で買い入れる生糸を国内産生糸に限ったのと同じ理由によるものであります。

第三は、日本蚕糸事業団の組織、役員、財務会計等に關する諸規定の整備であります。

従来、日本蚕糸事業団の組織、役員、財務会計に關する諸規定は、日本蚕糸事業団法第一章総則、第二章役員等及び第四章財務及び会計に規定されておりましたが、今回の改正によって、総則及び役員等の規定は、改正後の繭糸価格安定法第四章第一節総則及び第二節役員等に同一内容として加えられることになっております。また、財務及び会計については次に述べます四点の改正を行なうとするものであります。

その第一点は、事業団の経理を区分して二つの異なる勘定を設け整理することとしてゐることとあります。これは、従来国が行なつてきました異常

変動の防止に關する業務を事業団に追加することによって、その業務に關して、従来日本蚕糸事業団が行なつてきた中間安定の業務と経理内容を区分して、それぞれの業務ごとに財務の状態と経営の成果を明確に把握するために異なる勘定を設けて整理することが必要となつたことにより、

第二点は、糸価安定特別会計の廃止に伴い、政府から事業団に対して三十億円を追加出資することとしてゐることとあります。

第三点は、事業団の業務の円滑な実施を確保するために異なる勘定間において相互に繰り越し欠損金を補てんするために積み立て金を減額して整理することとしてゐることとあります。

第四点は、異常変動の防止に關する業務にかかわる事業団の債務に關して政府が保証することができるとしてゐる点であります。これは、従来糸価安定特別会計では資金運用部資金の借り入れ等の方法により業務に必要な資金を調達することができたのでありますが、事業団にあってはその必要とする資金は、農林中央金庫その他の金融機関からの借り入れによつてまかなうこととなるため、事業団の信用力の強化、補強の観点から政府による債務保証の制度を新設しようとするものであります。

第四は、これまで日本蚕糸事業団法附則第十四条の二の規定に基づき行なつてまいりました輸出用生糸の買い入れ及び売り渡しの業務に關しては、繭糸価格安定法の附則に同様の規定を設け、引き続き日本蚕糸事業団において実施できることとしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明といたします。

なお、お手元に繭糸価格安定法の一部を改正する法律案参考資料をお配りいたしてありますので、これにつき簡単に御説明申し上げます。

まず、一ページのグラフでございますが、蚕糸業の概況といたしまして生糸の生産量、それから純内需量、輸出量、輸入量並びに生糸価格をそれぞれのグラフに出してあります。右のほうにまいりまして四十二年のところから、ごらんいただきます。右のほうにまいりまして、内需量が生産量を若干オーバーいたしました。しかし四十三年に再び生産量のほうが内需量よりも多くなつたというところでございます。その間、四十一年から四十二年にかけてかなり糸価が高騰いたしました。最近糸価がまた低落の傾向になつております。これを反映いたしまして、一番右の下にございますが、四十二年には生糸の輸出と輸入が逆転いたしておりますが、四十三年にはまた輸入量よりも輸出量のほうが多いというようになつております。ただし、この輸出は織物を含むという事です。

それから二ページに、累年の繭生産量あるいは生糸需給を一表にしております。一番左の下、四十三年の繭生産量は十二万一千四百トンというものが戦後最高の生産量でございます。

それから三ページにまいりまして、養蚕業の推移、そして養蚕農家戸数、桑園面積等を摘記いたしております。四十三年で養蚕農家戸数は四十五万五千戸、桑園面積は十六万二千ヘクタールでございます。

四ページは、一戸当たり桑園面積、掃き立て卵量、収繭量について摘記してございますが、四ページの一番右の欄をごらんいただきますと、上繭一キロ当たり労働時間が昭和三十年が七・五時

間でございますが、四十二年に三・九時間ということ、ほぼ半減いたしております。五ページは省略させていただきます。県別の蚕繭の数字でございます。

六ページに、稚蚕共同飼育の普及状況というのを掲げております。それから七ページに、年間桑葉育および屋外桑葉育の普及状況、——省力飼育の普及状況という趣旨でこれを掲げてございます。

それから八ページに、繭の粗収益および労働報酬をその他の農産物との比較で一表にいたしてございます。それから九ページに、繭の価格について三十年以降の推移を掲げてございます。

一〇ページに、製糸業の概況ということで、器械製糸、国用製糸、玉糸製糸の別にそれぞれ業界の工場数と概況を示してございます。

その次のページに、近年の生糸価格の推移をグラフで掲げてございます。先ほど申し上げましたように、四十一年から四十二年にかけてかなり急激な価格の上昇を見ておりますが、四十三年の半ばから価格が低落いたして今日に至っております。

それから一二ページに、生糸の需給につきまして累年の数字とごく最近の月別を掲げております。先ほど申しましたように、戦後最高の収繭量でございました四十三年は生糸の生産量も三十四万五千九百俵で、かなり供給力が豊かになっておるといふことでございます。

それから一三ページに、生糸の輸出について掲げてございますが、一番左の欄をごらんいただきますと、四十一年が九千五百五俵、四十二年三千六百三十八俵、四十三年九千四百八十八俵になっておりますが、やはり国内の価格が非常に上がりまして、ときには急激に輸出が減りましたけれども、国内の価格が下がりましたのを反映して四十二年から四十三年にかけては約三倍に生糸の輸出がまたふえております。

の生産量、生糸の生産量を御参考までに掲げてございます。

それから一六ページに、これまで繭糸価格安定制度で定めてまいりましたそれぞれの行政価格が一表にいたしてございます。現在、一番下の右の欄をごらんいただきますと、基準糸価六千五百円、それから事業団による生糸の買入れ価格五千九百円、売り渡し価格六千七百円ということでございます。

それから最後の二七ページに、昨年十一月に公表いたしました「農産物の需要と生産の長期見通し」から、繭の生産と生糸の需要見通しについて摘記いたしてございます。

以上でございます。

○委員長(任田新治君) 本日は、本案に対する提案説明、補足説明及び関係資料の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(任田新治君) 次に、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。長谷川農林大臣。

○国務大臣(長谷川四郎君) 漁港整備計画の変更について承認を求めるの件につきまして、その提案理由及び主要な内容について御説明申し上げます。わが国の水産業は、国民食糧、特に動物性たん白質の供給部門として、国民経済上重要な役割を果たしていることにかんがみ、今後一そうその積極的な振興をはかることが必要であります。このためには、まず漁業の根拠地である漁港を、漁業の動向に即応して全国にわたり計画的に整備拡充することがきわめて必要でありまして、この趣旨から、漁港法に基づきまして政府は漁港整備計画を立て、国会の承認を受けて漁港施設の整備をはかってまいったのであります。

現行の漁港整備計画は、昭和三十八年第四十三回国会において承認を受けたものでありまして、

当時の漁業情勢を基礎とし、これに将来の漁業の動向を勘案して定められたものであります。最近における漁業情勢その他経済事情の著しい変化に伴い、このたびこの計画を実情に即するよう全面的に変更することとしたのであります。

次に、本計画の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

今回の漁港整備計画は、漁業と漁港施設の現状を基礎とし、将来における漁業の動向、漁船勢力及び漁業生産の増大、流通機構の改善、漁村地域社会の基盤強化の観点から、漁港の整備を効果的に進めようとする、遠洋及び沖合漁業の根拠地として重要な漁港、沿岸漁業の振興上重要な漁港並びに漁場の開発、または漁船の避難上特に必要な漁港について、その整備をはかることとしております。

整備漁港の選定にあたりましては、漁業振興上重要であり、かつ、漁港施設の不足度の高いもの及び経済効果の多いもので、緊急整備の必要があるものを採択することとし、三百七十港の漁港について、昭和四十四年度以降五年間に、それぞれの漁港に適応した外郭施設、系留施設、水域施設、輸送施設及び漁港施設用地を整備することとしております。

以上申し上げました漁港整備計画の変更につきまして、漁港法に基づき、漁港審議会の意見を徴し、その答申を得ましたので、国会の承認を求めるため本件を提案した次第であります。

以上が、本件を提案する理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御承認くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(任田新治君) 次に、補足説明及び関係資料の説明を聴取いたします。森本水産庁長官。

約六百三十二億円で、その進捗率は約六三％となつております。

次に、今回承認をお願いいたしております変更整備計画に基づきまして緊急に整備を必要とする漁港三百七十港の漁港の種類別内訳を申し上げますと、第一種漁港が八十三港、第二種漁港が百四十四港、第三種漁港が七十五港、特定第三種漁港が十一港、第四種漁港が五十七港となっております。これらの漁港を昭和四十四年度以降五年間に総事業費千五百億円をもって整備することとしております。

また、現行整備計画に定められております整備漁港と今回の変更整備計画に定められております整備漁港との関連を申し上げますと、現行整備計画から引き続き変更整備計画に取り入れようとするものは二百七十二港でありまして、今回の変更整備計画におきまして新規に採択しようとするものは九十八港となっております。

なお、現行整備計画の整備漁港のうち今回の変更整備計画の整備漁港とされていない百八港につきましては、このうち現在整備を必要としない十三港を除いた九十五港は別途改修事業または局部改良事業により整備することとしております。

また、現行の漁港整備計画の整備漁港以外のもの、今回の漁港整備計画の変更の際に新たに採択されなかつたものについても、整備を必要とする漁港は、同様に改修事業または局部改良事業により整備することとしております。

以上をもちまして漁港整備計画の変更について承認を求めるの件の提案理由の補足説明を終わります。

お手元にお配りしております関係資料の要点を御説明申し上げます。横刷りで横に長くなつて分でございます。

第二ページは、都道府県別の漁港種類別港数調べであります。県別は省略をいたしまして、右の下の欄をごらんいただきますと、全国の指定を受

けました漁港は二千七百七十五港にのびります。その種類別は、ここにありますが、第一種漁港が二千二百二十八、第二種は四百六十六、第三種が九十三、特定第三種が十一、第四種漁港が七十七ということになります。

それから三ページへまいりまして、第三次漁港整備計画の実施状況でございますが、一番上の欄は、事業費として一千億、国費が六百七十九億というのが計画の内容でございましたが、四十三年度までに支出をいたしましたのは、事業費で六百三十二億、六三〇の進捗率、国費で四百四十四億、約六六〇ということになります。右のほうにその差引が載っております。それから二番目は、いま申しました全体の事業の進捗状況の年次別の状況でございます。これはごらんをいただきたいと思ひます。なお、漁港の改修事業、それから局部改良事業につきましても同様に書いております。で、全体を合計いたしますと、四十三年度までに一番右の下の欄であります、事業費にいたしまして九百二十一億ということになります。全体を通じました計画の事業費が千四百億でありますから、漁港修築事業が一億、漁港改修事業が二百五十億、それから漁港局部改良事業が百五十億、あわせまして千四百億ということになりますので、それに対します全体の進捗率としては六五・八〇という状況でございます。

それから四ページにまいりまして、今回の整備計画の種類別の状況でございますが、これは先ほど補足説明で読み上げましたとおりでございます。本土、離島、北海道——一番右の欄をごらんいただきたいわけですが、内訳として本土が二百一、離島が九十六、北海道が七十三。種別の内訳は先ほど御説明したとおりであります。

それから五ページのほうは、前回の現行の整備計画と今回変更になります整備計画との関連でございます。前回の整備計画にのっとりしました港が三百八十港、完成いたしましたのが四十九、未完成のものが三百三十一。それから三百八十の港のうちから今回の整備計画に引き続き採択されるのが

二百七十二。このうちには前回の整備計画ですでに既定の計画を完成したものの十六港も含まれております。それから(3)といたしまして、新たに今回の整備計画に追加されますのが九十八港ということとでございます。それからなお三百八十港の前回の整備計画のうち、採択されないのが百八港ございますが、それぞれの内訳が下のほうに書いてあります。

それから六ページへまいりまして、現在の漁港の修築事業に対する国の負担率あるいは補助率の関係を書いております。非常にごちゃごちゃしてありますが、本土と北海道と離島というふうに大別をいたしまして、本土のほうは本則で補助率を書いておきますものと、それから附則で書いておきますものと二つありますので、ごたごたしておりますが、いずれにいたしましても、第三種の漁港までは大体五〇〇の補助率というふうに御理解をいただければいいかと思ひます。それからいわゆる第三種と第四種漁港はそれよりも補助率が比較的高率になっておるといふのが今度の状況であります。それから北海道のほうは、いずれも漁港法の附則によりまして、本土よりは補助率がかさ上げになっております。それぞれの種別の状況はここに書いたとおりであります。それから離島のほうは、離島振興法によりましてそれぞれまたかさ上げになっております。それぞれの種別につきましては、ここに記載いたしましたとおりであります。

それから七ページへまいりまして、漁港関係予算の状況でございますが、四十三年度予算と四十四年度予算をそれぞれ漁港関係の種類別の事業に従つて予算額が記載されております。一番下を見てもみますと、全体で前年度が百八十六億、それが二百二十一億ということで四十四年度予算の御案議をいただいております中に入っておりますわけでございます。それぞれの部分につきましては省略させていただきます。

それから八ページは漁船の動向でございますが、一番左の欄に全体の漁船の動向が書かれてお

ります。隻数の状況と総トン数の移動の状況でございますが、隻数のほうはここ数年ほとんどそう大きな変化はないと一口で言つていいかと思ひます。それから総トン数のほうは漸増してきておるといふ状況であります。それから海水漁船の中で内訳がございまして、動力漁船と無動力漁船というふうになっておりますが、これも大勢から申しますと、無動力漁船が隻数、トン数ともに減少して、それから動力漁船が隻数、トン数ともに増加しておるといふのが現状であります。それから淡水漁船がほとんどネグリジブルでございますので説明を省略いたします。

それから九ページへまいりまして、海水の動力漁船の推移を書いております。総数は先ほど申しましたとおり、隻数、トン数ともふえております。それから階層別別には、五トン未満これが増加をいたしております。それから五トンから二十トン、二十トンから五十トン、五十トンから百トンという階層は何と申しますか、停頓状況といひますか、そう大きな変化を示さない。それから百トン以上は、最近増大が著しいといふのがトン数区分別の漁船の状況であらうかと思ひます。

それから十ページへまいりまして、漁獲量の推移でございますが、全体の漁獲量と海面と内水面を分けて書いております。全体の漁獲量はごらんいただきますように、三十七、八年に一たん高くなつてきて、三十九年が減少いたしました、それから四十一年というふうには増加をいたしまして、そこに四十二年が数字が落ちておりますが、四十二年のほうは約七百八十万トンといふこととありますから、四十、四十一、四十二といふのがかなり漁獲量が増加してきておるといふ状況であります。それから海面漁業は、いま申しました総数の動きがほぼパラレルに動いております。それから内水面漁業は、ここにございますように、ここ、二、三年來増加をしてきておるといふのが現状であります。

はなはだ簡単でございますが、以上のような状況でございます。

○委員長(任田新治君) 本件に対する質疑は再開後に行なうこととし、これにて午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時十六分開会

○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

これより漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件について質疑に入ります。

本件に対し質疑のある方は順次御発言願ひます。

○達田龍彦君 これは、漁港法十七条に基づく漁港の整備計画の変更について提案がなされましたけれども、この提案理由の中でまず言われておるのは、「わが国の水産業は、国民食糧、特に動物性たん白質の供給部門として、国民経済上重要な役割りを果たしていることにかんがみ、今後一その積極的な振興をはかることが必要であります。そのための根拠地としての漁港の整備はきわめてこれまた必要である、こういう提案の理由がなされておるのでありますけれども、言われている通りに、確かに国民食糧としての動物性たん白質の供給部門としての役割りはきわめて私は高いものがあると考えております。同時にまた、今日の日本の漁業を取り巻く環境というものはきわめて私はきびしく困難な環境にあつておると考えております。たとえば、国際漁場の規制の問題、あるいは漁業資源の確保の問題、漁業労働者の高齢化と労働者の不足の問題、あるいは漁村のいわゆる過疎状態に対する衰退の問題、あるいは漁業経営の困難性の問題等、まことに多くの困難な問題をかかえておると思つております。したがつて、こういう日本漁業の今日の状況に対して、どういふ対策をもつて振興策をはかろうとされておるのか、まず大臣から基本的な問題について立場を表明願ひたいと思つておられます。

○国務大臣(長谷川四郎君) 御指摘のように、日本国民の動物性たん白給源というものを、今日ま

きであるという面は若干うかがえるのでありますが、計画変更をされる根本的な理由ですな、これを御説明いただきたい。長官でけっこうです。

○政府委員（森本修君） 現在までやってまいりました第三次漁港整備計画、これは御承知のように、昭和三十八年に大体八十年の目途ということ

三次計画を立てます際に、漁業が将来どういう姿になるか。特に第三次計画の目標年次でありますところの四十五年ごろにどういう姿になるかということを想定いたしましたので、それに即応したような漁港の計画を立てておつたのでありますが、漁船の数にいたしましてもあるいはトン数にいたしましても、その他漁業全般を取り巻きますところの諸条件も、かなり当時とは変化をいたしてきております。したがいまして、八年間の計画であります。

多くのが計画としては普通の姿でありますけれども、それではむしろ最近の情勢にマッチしない。多少期間を早めまして改定をする。新しい情勢に即応したような計画変更をして漁港整備を進めていったほうが最近の実情に合う、また、漁港の整備としても適切である。こういうふうな考えに到達をいたしましたので、四次計画を四十四年度からということで出発させたいと、そういう理由で計画の変更をお願いいたしました。

○通田龍彦 ところで今回の変更計画について若干お尋ねをしておきたいのであります。今回の変更計画を見てまいりますと、私はどうも印象として、総花的な印象を受けてしやうがないのであります。それは第三次までの計画を見てまいりしても、確かに計画そのものはいろいろな問題点をとらえて計画をされておりますけれども、進捗状況を見てまいりますと、計画どおり進んでまいっております。これも私は今回の変更をしなればならなかった大きな理由の一つであると考え

でいるのでありますけれども、その三つまでの言
画の内容を見てまいりますときに、あまりにも完
成までに長期間を要するものがたくさんあるので

あります。もちろん漁港の整備でございますから、たいへん金がかかることも私は存じておりますけれども、あまりにも長期計画の中に漁港整備が組まれておるところに整備また整備という形で、一回整備したものを再度修築あるいは改良しなければならぬと、こういうわけでの日に完成するのであるかというところが、私は非常に懸念をされるのであります。また、全体の計画全体から見ても、緊急度あるいは必要度の高いもの等から重点的に漁港を完成すべきではないかという面も、私は一面あると思うのでありますけれども、そういう面について、全体の漁港の整備という、そういう方向からのみの検討が強いと、総花的に予算が配分され、全体整備の水準を上げるという方向に進められていくような印象が非常に強いのであります。これは予算全体の使い方、あるいは日本の漁港全体の水準を上げていく、あるいは全国を平均して見ていくと、こういう立場からはたいへん必要でありますけれども、いま言ったように、欠陥も持つわけであります。そういう面について、過去の漁港整備計画の欠陥を今回の第四次計画の中ではどういふふうに生かそうとしておるのか。こういう問題点に対する生かし方を具体的に説明願いたい、こう思うのであります。

○政府委員(森本修君) 御指摘のように、漁港の整備計画を進めていきます際に、漁港の対象、整備の対象をどのように考えていくか、つまり重点的に進めるのか、ある程度全国的に需要が多いわけでありまして、そういう全国的な需要を満たしていくといったような方向で考えるのか、また、能率的に限られた予算でありますから、有効に使っていくにはどうすればいいかといったような、実際問題としてはきわめてむずかしい問題があるわけでありまして、今回漁港整備計画の第四次をつくりまします際に、一つは、御指摘がございましたように、従来の整備計画におきましては、大体まあ八年程度ということで、かなり長い期間を想定してやりました。したがって、そういういたしますと、その間にかなり事情の変化が起こり

やすくなるというふうなこともございまして、また一つの事業を遂行いたしますのに相当長期間を要するというところで、漁港を使われる方にもまたいろいろ御不便をおかけするというふうなこともございまして、集中した期間の間に実績をあげていこうというふうなことを一つの要点といたしまして、また漁港の数をいましては漸次第二次、第三次、第四次と集中的にいたしますか重点的な整備という方向に向かっております。あまり総花的にやっておりますと、アブハチとらずといひますか、そういうふうなこともなりがちであります。しかし、これは言うべくして、数をしぼるといふのは、現在の漁港全体の趨勢からいいますと、それにのみ徹底するわけにもまたまいらない事情がございまして、方針といたしましては、重点的に漁港の整備を進めていく方針をとってまいりました。そういうことで整備計画に載せておる漁港も第三次よりは若干減っておりますというところであります。もちろんこういふ数だけでは、三千近い全国の漁港に対して整備を進めていくのは十分でございせんので、これを補完するといひますか、それとあわせて一方改修事業、局部改良事業といふものをかなり数をふやしまして並行して進めてまいるといふふうなことも考えております。ざっとさような考え方で今回の整備計画を考えた次第でございまして。

○達田龍彦君 第三次漁港整備計画の計画と実績、これは修築事業、局部改良事業の別に大まかでいいですから進捗状況を説明願いたいと思うのであります。

○政府委員(森本修君) 事業費の進捗状況で申し上げますと、修築事業のほうは六三〇、これは四十三年度末見込みでございまして、それから改修事業のほうは六八〇、それから局部改良事業のほうは七八〇というところで、三事業を平均いたしますと約六六〇という実績でございまして。

○達田龍彦君 さらに、確かに国会の承認を得るのは漁港の整備計画の中では漁港法の解釈から修

築事業に限られておるわけでありましてけれども、漁港全体の整備計画としては改修や部分改良の事業も修築事業の一部分として当然私は計画整備をしていくべきであると考えておるのであります。今回出されておる面は、法のたてまえ上修築事業に限られておる面でありまして、いま申し上げましたように、整備計画全体としては改良事業であれ、修築事業であれ、計画を補うものとして整備をする全体の計画としては、これまた計画として私は必要であると思うのであります。この修築、改良、それから改修事業の計画について御説明をいただきたいと思うのであります。

○政府委員(森本修君) 説明の資料として続書きでお配りをしておる一番最後のほうにもございまして、修築事業として千五百億、それから改修事業は四百億、それから局部改良事業のほうは二百億というところで、あと調整費が二百億、合計で事業費としては二千三百億で、箇所は、修築事業は大体三百七十港、それから改修事業はおおむね五百五十港、それから局部改良事業のほうは、これも年々の予算でやっておりますので、港数としては現在のところ八百ないし千港程度、これをこの予算で長期的に整備をしてまいるといふふうなおよそそのもろみであります。

○達田龍彦君 さらに整備計画に指定された漁港の具体的実施計画ですね、たとえば期間、工事内容、こういうものについては少なくともこの程度の資料、計画の提示をすべきじゃないだろうかと思はれるのであります。三百七十港にわたっての一応計画提示がなされておるわけでありまして、これに対して、この港はこういうことを工事の目的として、いつから始め、いつまでに完了を、工事費は大体幾らである、こういうものが、少なくとも計画の裏打ちとして、私は国会審議の場に提示されてしかるべきであると思はれますが、そういう計画が立てられておるのかどうか。立てられておるとするならば、それを資料としてひとつ御提出をいただきたい、どうですか。

○政府委員(森本修君) 従来からこの漁港整備計画の国会で御承認をいただきました様式について問題がございまして、私どものほうとしても、従来から現在のような港の名前と、それから整備すべき施設の態様というふうな形で御承認をいただいておりますわけでありまして、いま御指摘がございましたのは、別段承認形式としてどうだということではございせんよう、審議の一つの材料として各港別の詳細な資料を出せないかというお話でございまして、もちろんこういった整備計画をつくりましますには、そういった概略の積み上げといひますか、というものがございまして、ただ、もう一度、あるいはこういった御承認をいただきましたあと、各県なり管理者と十分、工事の実施計画については細部にわたって詰め合わせるといふふうな段取りでもございまして、いまのところ確定的なものとしておとりいただきますと非常に窮屈な形になって、それを要するようになることになると御承認をいただかなければならぬという感じも出てまいりますので、ごく概略ということにございまして、私どもで調整をさせていただきたいと思はれますが、多少時間をかしていただかないとむずかしいかと思はれます。

○達田龍彦君 ひとつ、それは若干おくれでもけっこうですから、概略でもけっこうですから、資料をお出しいただきたいと思はれます。さらに、承認をもらう漁港の指定でありますけれども、内容を検討してまいりますと、工事金額の額によつてこれは承認を受けるようになっておるわけでありまして、そこで、私はそういう形で承認をし、計画をつくるというのも一つの方法であると思うのでありますけれども、今日の日本漁業の動向あるいは漁港の果たす役割り等から考えたときに、また予算の効果的な使用の方法から考えたときに、むしろ漁港の機能別といひますか、役割り別といひますか、そういう面で分類をし、そして漁港の整備をはかつていくほうが、私は今日の日本の漁業の動向や漁村、漁業のあり方にびつたりいくなではないかという面を持つてい

ことを考えておるのであります。そういう意味で、金額によつて承認を受ける、あるいは整備をしていくということよりも、むしろ漁港の機能別の整理を行ない、その中から整備をしていくということが実際のではなからうか、私はこういう考え方を一面持つておるのでありますけれども、これに對して水産庁はどうお考えになっておるのか、考え方を承つておきたいと思うのであります。

○政府委員（森本修君） 私どもも、單に漁港の整備事業の規模だけで整備計画にのせる港を選定しているわけではございませんけれども、御指摘がございましたように、整備事業の規模も一つの大きな選定の要素になっておることは事実であります。そういったのは、こういった長期的な計画を立ててやつていくということになりますと、やはりある港について相当ロングランな見通しを立てて本格的な整備をしてまいるというための一つの事業の計画というふうな面がかなり出てまいると思うのであります。先ほども申し上げましたように、そのときどき局部的な補修をする、あるいは改良をするというふうなものは、それぞれ毎年度その需要に応じて手軽に採択をし、事業もまた一年、長くても二年といったようなことでやつていく、そういう式の事業もまた必要だと思ひますけれども、国会で御承認をいただきますところのこういった修築事業整備計画というものは、やはり全国的に見まして相当重要な漁港について長期の見通しに立つたかなりなスケールの整備事業といったようなものを対象にして御承認をいただくという考え方で従来やつておつたと思うのであります。そういった面も私どもとしては踏襲していかなければならぬというふうな感じがいたします。また、御指摘のお気持ちもよくわかるのでございまして、そういった単に物量的な尺度でのみものごとを見るということとは適當ではないんで、それぞれ漁港の持つてゐる漁業振興上の機能といひますか、役割りといったようなことに着目してこういった計画も立案せらるべきである、それはまことにそのとおりであると思ひます。そう

いう意味におきましては、おそらく第一種なり第二種なりといったような小さな漁港、特に零細な漁港についてもかなりの配慮をしてまいらなければならぬというふうなお気持ちであろうかと思えますが、私どももそういう意味では整備計画の採択にあたってそういう点がある程度配慮してまいりました。ただ何ぶんにも先ほど申し上げましたようなことで、スケールの小さい事業ということになりますと、それぞれ改良なりあるいは局改事業で拾い上げるといふようなことのほうが機能的で、また仕事の進め方も非常にスムーズにいくといったような実績もございますので、そういった事業もあわせていま申し上げましたような種類の漁港については仕事をしてみたいというふうな考えてございます。

○達田龍彦君 私はいま少しこの面についても、実績の上から検討してみたいと実は考えておるのがあります。たとえば海難事故の発生頻度の高い漁港に対する重点的な漁港整備をやるのか、あるいは今日の漁村における漁港の役割りというのは、単なる漁港整備をするという意味よりも、漁村対策あるいは過疎対策としての行政機能の面から考える漁港の役割りというのが、私はいへん強い要素を持っておると考えておるのであります。そういう意味では、私はある意味での地域性あるいは機能別ということ、それから緊急度、重要度というものを入れて計画をしていくということが、今日の日本の漁業の動向に合っている面も多分にあるというふうな、現実の上に立って気がいたすのであります。特に今回の計画の中で私が非常に不満に思いますのは、沿岸漁業の振興をはかろうという意図にあるにもかかわらず、整備計画の中では、沿岸漁業が特に必要とする第一種、第二種の漁港の整備は、全体の数から見てもきわめて数が多いにもかかわらず、整備計画の中では非常に低い立場で取り扱われておるのであります。そうして第三種、特定第三種、こういうものが全体の数から見るとその事業量においても、計画の内容においても高く取り扱われておるといふ

傾向にあるのであります。私はこの点は非常に遺憾に思ふのでありますけれども、今日特に離島、僻地における漁港の果たす役割りというものは、漁村対策としても必要でありますし、また漁業が産業であるという辺地や漁村のあり方から考えても、漁港の整備というものはそういう面からとらえあげていかなければ今日いけないのではなからうかという気がいたすのであります。とりわけ沿岸漁業の振興が日本の漁業の振興と発展を裏づけていくと同時に、日本漁業の基礎になるという考え方を持っておるのでありますけれども、そういう面から考えても、なお今日の漁港整備計画というものは、どうも第三種等の大型漁港あるいは流通機構等の機能を備へた漁港、そういうものに重点が置かれてゐる傾向が強いと私は判断をいたすのであります。こういう点については、将来の漁港のいわゆる計画というものについては、今日非常に疲弊をしてゐる漁村というものの、離島、僻地の漁村というものに対してどう考えていくかという点について、十分ウエイトを置いて漁港整備ははかるべきであらう、こう考えますが、そのらの点に対する水産庁の考え方と、この計画の中における配意のしかた、こういうものをひとつ具体的に御説明いただきたいと思うのであります。

○政府委員(森本修君) これは、一つは、整備計画を国会で御承認をいただきますところの対象が修築事業になっておるところから、いま御指摘になりましたような御意見なり、御指摘が出てくると思ひます。もちろん今回の修築事業の中におきましても、三百七十港のうちで、一種ないし二種の漁港は二百二十七含まれております。したがひまして、全体の修築計画の中の六一、二％は一種、二種で占められておるわけであります。ところが、港全体はそれに比べて非常に多いわけですから、一種、二種はまだまだカバレッジといひますか、採択率といひますか、そういう点では必ずしも十分ではないということにならうかと思ひます。三事業の採択の配分のしかたが、先ほど言いましたような点もございしますので、修築

事業としてはさような姿を示しております。し、繰り返すようで恐縮であります。改修事業あるいは局改事業、こういうものの従来の実績から見ましても、ほとんどが一種、二種漁港で占められていっているといつていくらの実績であります。今回の第四次計画と並行して行ないますところの改修事業、局改事業でも、やはりそういった点を重点に置いて一種、二種を採択してまいるといふうなつもりでございます。大体の目算では、そういうふうにしてまいりますと、三つの事業を合計いたしますと、一種、二種の現在の漁漁数に對して、ほぼ七割程度の漁港が三事業によつてカバーをされるというふうな目算になってまいります。そういう点から、私どもとしまして、各種の事業をあわせまして、沿岸漁業の根拠地でありますところの一種、二種事業について十分整備をはかつてまいりたいと考えております。

なお、離島につきましてもやはり同様な御指摘がございました。私どものあれでも、離島についての採択率というふうな観点からは、他の一般の漁港よりは優遇されておるといふうな形になっております。そういうことで、御指摘のようなことににつきましても配慮をしておるつもりであります。なお改良、改修事業なり局改事業の採択にあたりましては、いま言われましたような観点を十分頭に置きましてやつてまいりたいと考えております。

○達田龍彦君 この沿岸漁業の振興のための漁港の果たす役割、これは私は幾ら強調してもし過ぎることはない、実は今日の日本の漁業の現状から考えておるのであります。とりわけ漁業労働者がたいへん不足をいたしております。また老齡化をしておるという現状があるのであります。これはやっぱり漁村における沿岸漁業の振興はかられてまいりますと、将来の漁業に対する希望と魅力を持つから、後継者もできるであらうし、若年労働者の漁業に対する就業率も高くなると私は考えております。そういう意味でも、私は当面の、たとえばこの大きな漁港に対する修築計画、改良

うか。いまの計画では、いま申し上げたように重要度だ、あるいは工事の多寡によつてきめるべきくらいがありまゝから、全体の予算がたとえば百億としてみても、その中において漁港の数においては十くらいのもが全体の予算としては八〇多ないしは八五多使うというものが出てくると私は思うのであります。あと残された十五か十の予算でもって、八十五くらいは小さな漁港の整備をしなければならぬという結果になってしまうのであります。私はそういうようなやり方ではなくて、沿岸漁業というものをどう振興させていくかというための漁港の整備としては、まずそのワケをきめて、その範囲は必ず毎年沿岸漁業中心の漁港の整備をやる、こういうような方針を立てて予算を使うべきではないか、それが沿岸漁業の振興に強く結びつくのではないか、それが日本の漁業の将来の発展に私は一番中核的に働いていくのではないかと、こう見るのでありますけれども、そういうお考えはございませんか。大臣、どうですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) もちろん漁港は今日漁業のみでなくて非常な公共性を持つてきておる。したがって、まず交通という点にも考え合わせる。そういう点、さらに先ほど御指摘のあったような過疎地帯のこれらをどう解決するかという問題にも大いに役立たなければならぬ問題があります。したがって、道路、流通、こういうような面、ただ旧来のような単なる漁港という面ではなくて、ほんとうに大きな役割りを果たすことが、すなわち漁港の整備の第一の目的だろうと考へられます。先ほど御指摘の中にあった一つの村に三つも四つもあるというのは、まことにごもつともな御指摘だと思つてございます。私もぜひそうやりたいと思つてございます。それでなければならぬと思つてございませう。もう一度申し上げたいと思つてございませう。また部落部落の漁業のやり方といい、その出漁先というものはおのずからまた違つておる、同じ村にあつても違つておるものから、そういうような点についてはなかなか考慮しておるようでございます。私もその点については御指摘を申し上げます。

ほうの自分の立場だったものですから、なかなか現在はずかしいうではございませうけれども、まさに御指摘のような方途をとることによつて初めてその公共性なるものを生かすつ、ともに漁業者がより以上の向上をはかることができ得るというところだけは誓つて間違いないと思ひます。したがひまして、今後はただいまの御意見等は十分参考にして今後の計画を立てていくべきだ、このように考えております。

○達田龍彦君 ぜひひとつその趣旨を生かして、今後運営の中で弾力的に運営をしていただきたいと考えるのであります。

さらに今回の計画の内容を見てまいりますと、確かに漁港法の三条は漁業施設としては、基本施設と機能施設があるわけでありまして、漁港とはこの二つの総体でなければならぬと思つております。また、計画の中では機能施設の明示されたものが非常に少ないのであります。これは私はそういう意味で港をつくるならば基本施設と機能施設が完全につくられて初めて港の機能が完全なものになると思つております。その意味では基本施設だけが先行して機能施設というものがほとんど取り上げられてない、予算が少くないという関係もあると思ひます。しかし、そういう漁港整備計画を続けていく限り、たとえば十年前にやつた漁港整備計画が今日なおかつ改正されたものにもかかわらず補修をしなければならぬ、改修しなければならぬ、あるいは機能施設を付加していかなくては完成した港ということではできないのではないかと私は気がいたすのであります。こういう点について、この予算の配分計画の内容についてどういう水産庁はお考えに立つておるのか、御説明を賜わりたいと思つております。

○政府委員(森本修君) 御指摘のとおりでございます。漁港の施設としては、いわゆる基本的な施設、それから機能施設、両者が一体となつて総合的に整備をされまないと完全な漁港機能の整備ということにはならないと思ひます。ただ、従来

からもそうでございますけれども、ともかくも漁港の最低の要請といつたしましては、漁船を安全にかくまう、また、とつてまいりました魚を能率よく水揚げをするというふうな点がどうしても何といたすか、費用が限られております。また、優先的に取り扱われてくるというのがいままでの漁港整備の傾向になっております。まあ数回の整備計画を重ねてまいりましたので、御指摘のようにならぬ外郭施設なり水域等の基本施設から機能施設の整備へと重点が多少移りつつあるというものが現在の実情であらうと思ひます。第四次の計画におきましても、事業費の中におきまして、機能施設の割合が若干高められておるというふうな努力を私どもはいたしております。

なお、御指摘がございました機能施設の中での整備計画に盛り込まれておる施設が一部のものに限られておるというお話、これも従来整備計画の中に書かれておりますものは、事業主体が必ずしも管理者に限られないようなものもございませう。加工施設でありますとか、貯蔵施設とか、そういうものは大体他の事業主体がやるというたような形になっておりますので、主として事業主体の面から管理者が重点的に、かつ公共的なものとして整備をするようなものについて、整備計画の中に書くという慣習になっておりますので、そういう慣習に従ひまして今回も御承認をお願いするものの中にはそういうふうなものを書いております。なお、他の施設につきましても、国からの補助としましては、先ほど来申し上げました構造改善事業によりまして漁港施設の若干のものをカバーしてあります。あるいは流通対策の費用の中から機能施設について補助が見られるものもございませう。まあそういうものもあわせまして、漁港機能の施設の整備を総合的にはかつてまいりたいというふうな考え方でございます。

○達田龍彦君 私は港の完成、港が完全に整備をされた、こういうのはいま御指摘を申し上げたように、機能施設がやはり完全に整つてはじめて港の機能が完全になるわけでありまゝから、まあ基

本施設だけを先にやつてしまつて、あと機能施設を追加をしていくというやり方もある一つの進め方ではありますけれども、そうばかりは港の性格、機能によつては言えないのではないかと。したがって、そういう点もまた通り一ぺんにいまの方針としては予算が少なからず基本施設だけをというやり方ではなくて、やはり機能施設も港によつては必要なのは取り上げて完全なものにしていく、たとえば先般の国会で言われた利根川の河口のあいり緊急の必要があるようなあいり危険な港に対しては、本来はまあ例にも出ておりますけれども、今日約十年にわたつてあれの整備計画というものが進められながら、なおかつ完全なものではない、その結果ああいう海難事故を起こしております。ですから私はそういうものに対しては漁港の整備の方針が今日の予算の関係から基本計画だけにとどめるという、基本施設だけにとどめるということを画一的にするからああいう欠陥が出るわけでありまゝから、そういう面については、人命にかかわるような問題については、やはり機能施設を含めたこれが完全な港を短期間に重点的に完成していく、こういう配慮が場合によつては必要ではないか、こういう点をひとつ御指摘を申し上げます。

それから今回の施設の中にも機能施設が若干入つておりますけれども、これは先ほど長官から御指摘があつたように、他の官庁所管のもの、あるいは民間の施設がこれと相マツチして機能が完全になるものがあるのです。したがって、今回の計画と民間の施設やあるいは他官庁との関連は一体どういうふうな計画をされ、話し合ひがついていくのですか。そういう点について、具体的になかなか港ごとにはいかならないと思ひますけれども、考え方として、進め方としてどうなつておるのか御説明をいただきたいと思つております。

○政府委員(森本修君) 他の官庁の所掌のものとして、たとえば航路補助施設といったようなものがございませう。これは海上保安庁。それか

ら民間が主として建てるというふうなものは、先ほど申し上げましたようなことで漁獲物の処理なり、貯蔵なり、加工なりといったようなもの、また補給の施設といったようなものもあるかと思えます。その他漁港管理者が建てるものでない機能施設も多々あるのではないかと。で、役所同士の連絡を要するものにつきましては、私もそれぞれの所管の役所にこういつた計画を示しまして、工事上の手順等打ち合わせを要するものもございいます。港口補助施設であれば、こちらのほうで防波堤がいつごろ完成するというふうな計画をよく示しまして、向こうのほうでもそれにマッチしたような予定を立てていただくというふうなことをやっております。民間のものにつきましては、一々中央官庁である私もがやれませんので、県のほうにお願いをいたしまして、県の段階でそれぞれ漁港施設の中におけるこういつたものの処理につきましては、十分地元で関係者と打ち合わせをさせていただきまして、そういう打ち合わせの上で私どものほうに漁港整備計画の案を提出していただいております。そういうものをよく見まして、今回の整備計画の中に採択をした。なお実行にあたりましては、十分時期、方法等について関係者と打ち合わせ、そのないようにしてまいりたいと思っております。

○達田龍彦君 それから、漁港はつくるだけではないわけでありまして、漁港法にも書いてありますように、その維持管理がこれまたきわめて重大な問題であると思っております。ところが、私は先ほど申し上げましたように、長崎県である関係もありまして、よく漁村、山村を回るのではありませんけれども、新築あるいは改良された港が使えるような状態のところがあります。たとえば土砂が埋まって船が入れないというふうな、これは特に離島、僻地に多いのです。まあ十年前まではよかったですけれども、船が大型化して、そうして魚を満載して入ってくる入れない、からの場合に入ると、こういうような港を見受けるのであります。これは、先ほど私が一点指摘しま

したように、漁港の整備計画が基本計画だけに終わって、基本施設だけに終わって、機能施設等についたとえば土砂が入らないように、そういう工事をしておけばそういう結果は起こらないのではありませんけれども、そういうものをしないために、結果として利用できないという結果になっておるのではありません。この維持管理というものが私は港の利用について死命を決するほど重大ではないかと思うのであります。つくるほうは国も市町村も金をかけてつくりましても、維持管理の費用まではなかなか手が回らぬという実情にあるために、こういう結果になるものもあるのであります。

さらにまた大きな港になりますと、いろいろな目的で港を使っておりますけれども、漁港に指定されたために汚水や海水の汚濁がきわめてひどいところがあるのであります。こういう点についても、汚水、汚濁の問題について、漁港管理の立場から、私は管理形態をきちんとしていくべきではないかという点を考えるのでありますけれども、こういう点についての水産庁のお考えと方針をただしておきたいと思っております。

○政府委員(森本修君) 御指摘のような問題があらうかと思っております。漁港をつくりまします場合に、一生懸命につくりましますけれども、なかなか維持管理ができなくて、十分機能が發揮できない。そういう事例があるとするれば、私もきわめて残念であります。ただまを申し上げましますと、漁港の維持管理につきましては管理者というものが定められております。これは原則として地方公共団体でありますから、市町村あるいは都道府県知事といったようなことになっておるわけでございます。それに管理規定というものがやはり条例で定められております。したがって、管理上の責任は地方公共団体がついて、御指摘になりましたような、土砂が堆積をして、漁港の機能が十分果たせられないというふうなものもしゅんせつ、その他は漁港管理者が行なうというところであります。その費用につきま

しては、従来、地方交付税というのが御承知のようにございしますが、その中に、平均的な形で維持管理費、いま申し上げましたような補修なり、あるいは最小限度の維持に必要な費用は織り込まれておるということになっております。したがって、役所流の説明を申し上げれば、いま言ったような形になっております。ただ、と見ておるという形になっております。ただ、ところによりましては、あるいは御指摘がございしたような事情はあらうかと思っております。また、もし多少私どものほうで手をかけるということにいたしますれば、採択基準で許されるならば、局部改良事業といったようなものでそういうものも見られる場合がございします。特定の漁港でそういうものに当てはまるものがあれば、私どもの手で直接的な手も講じられるかと思っておりますが、御指摘のようなことがございしますれば、それぞれの現地の事情をよく伺いまして、私どもも処理をいたしたいというふうに思っています。

○達田龍彦君 もう一点、汚水、汚濁の問題に対しての管理規制ですね、これはどういう対策をとっておりますか。

○政府委員(森本修君) 漁港法の規定によりまして、漁港の区域内において汚水の放流もしくは放棄を行なうときは、農林大臣の許可を受けなければならぬ。というところになっております。また、そういうものが漁港に及ぼす危害が非常に著しいというふうな場合には、それを防止するために必要な施設、措置等を「命ずることができ」というふうな、一応法律上の根拠なり体制が整っております。ただ、現実にはこういうふうな根拠に従って、いかような運営をしておるかという点になりますと、あるいはそれぞれの現地の事情よく精査をいたしますと、十分その点についてホローとしてないようなところもあるかと思っております。そういう点につきましては、よく実情を私も調べまして、それぞれに必要な措置をとってまいりたいと思っております。

は、特に大きな都会の漁港の中では、公害と同様にたいへん重要な問題として提起をされてまいっておりますのであります。たとえば私の長崎港なんかは、まさにその典型的な海水の汚濁、それから廃棄物の投棄ですね、そういうことがあつた意味では原因をして海水が非常に汚れておるのではありません。それを使つて魚をそこで洗つておるという現状もある。市の婦人会あたりでは、それを最近保健所あたりに調査を依頼して、一体どれだけ海水が汚濁をされているかということに乗り出して、汚水投棄について管理規制がなされておるような御答弁であります。実際には全然これに対する管理規制はなされておらないというのが現実であらうと、私は現状から理解をいたしておるのであります。したがって、これはいま産業公害が漁業の中に与える影響というものを漁業の立場から問題にしておりながら、漁業が与える公害というものについては、やっぱり水産庁は十分考えてやつていかなければならぬと、私はこう思っております。でありますから、そういう点については、ひとつ水産庁の立場から、漁港の中における海水の汚濁を与えるようなういつたことに対しては、十分きびしい対策を早目にとらなにと、これは私は将来公害と同様に国民的な問題として漁港等では問題が提起されるのではないかと、こう思います。それから、そういう点についてはひとつ再検討をお願いをいたしたいと思っております。

時間もだいぶ過ぎましたけれども、あと若干御質問して終わりたいと思っております。それで、今回のこの整備計画を大胆におつくりになるのはけっこうでございますけれども、国がそれだけ予算を盛り、大規模にやらせようとするならば、地方公共団体の負担にやれようものも当然増加をいたすのであります。過去の整備計画の内容を私はこの欠陥というもののについてまだこまかく分析をいたしておりますけれども、第三次までの計画の中で予定どおり実施が進捗しなかつたという原因の一つに、地方公共団体がその財政負担を負

い得なかつたという面があつて計画が進まなかつた面もあつたのではなからうかという気がいたすのであります。ないとするならば、これはけつこくな話でありますけれども、そういう面でも今回の計画にあつて地方の財政負担を一体どうしように考えておるか、たとえば地方の起債等の問題について、財政投融資等どういう対策をお持ちであるのか、こういう面についてお尋ねをしておきたいと思つております。

○政府委員(森本修君) 数年前といひますかや前までは、地方の負担ということ、特にまた交付税なりあるいは地方の起債なりというものが漁港の整備をいたしていきます上に非常に大きな問題であつたようでありまして。最近はその点はわりあいに改善をされてまいりまして、私どものほうにもそういつたことについての苦情なり要望というものが少なくなつてきたというのが実情のように聞いております。しかし御指摘のように、こういった計画を進めてまいりますのに、国から補助が出ますけれども、補助残について地方の負担がどうなるかということ、私どもとしても細心の注意を払わなければならないと思ひます。交付税の關係では、こういった漁港の整備に対する事業費の補正ということをやつてまいりました。特別の補正のために交付税をかなり優遇されたような形で、漁港をやりますところの地方公共団体が配分をされておるといふことになっております。また起債の点につきましても、ほとんど要望のごさいますところの分については、それほど充足されない部分がないといつたような形で、自治省とも打ち合わせをして起債についてめんどうを見ているつもりであります。そういうことではありますから、地方負担の關係でそれほど今回の漁港整備計画に対して実行上支障になるといふようなことがなからうといふふうに私も踏んでおりますが、なお、特定の地方公共団体にありましては、さような樂觀的なことではないかと思ひます。自治省とも十分打ち合わせをいたしまして、地方負

担のためにこの事業が十分円滑にいかないといふうなことのないうに配慮をしていきたいと思ひます。

○達田龍彦君 特に離島や僻地の山村の地方負担というものは非常に重いんですね、これは。先ほど申し上げたように、港が一つの町村の中になくさんあると、そういう整備をしなければならぬといふために非常に重いのであります。でありますから、そういう点については特別の御配慮をしておられるといふことがないよう十分配慮をしておつていただきたいと思つております。

さらに、今回は全然補助率の改定を提案されておられないようでありまして、補助率の改定についてはやらないおつもりですか。それともこの程度で十分だといふお考えですか。どうですか、その点。

○政府委員(森本修君) 前回の漁港整備計画の改定を国会で御審議をお願いいたしました際に、補助率の改定について非常に強い御要望がございました。附帯決議等も衆参両院でつけられておるといふうなことで、そういったことを踏まえて、昭和四十年に一種、二種の漁港について補助率のかさ上げといひますか、引き上げを行ない、それから四十一年には局部改良事業につきまして補助率の増額をするといふうなことで、漸次補助率について私ども努力をしてきたのであります。もちろん、現状をもつてして決して十分とは思つておりませんけれども、補助率の問題は単に漁港だけというわけには必ずしもまいりませんで、やはり公共事業全体とのバランスといつたようなこともございまして、それからまた、同じ国費を使ひますのに、やはり補助率の増加がいいか、あるいは事業費を伸ばしていったほうがいいかといつたような、漁港整備をいたしてまいります際の国の経費の使い方といつたようなことも考慮しなければならぬといつたようなこともございまして、過去におきましてさうなことをやつてまいりましたので、今回は特に補助率を増加する、引

き上げるといふうなことはいたさなかつたのであります。もちろん、こういったことにつきましても、御指摘のように僻地あるいは離島等におきましてはかなりの負担になっておると思ひます。将来の問題として私どもも取り組んでまいりたいといふように思つております。

○達田龍彦君 それじゃ最後に大臣にお尋ねをして終りたいと思ひますけれども、私は、この計画は、農林大臣が今回の整備計画を完全実施するといふ決意があるかないか実はかかつておると思ふのであります。たとえば予算の確保の問題にいたしまして、四十年度の予算は百七十三億でありまして、千五百億の五カ年計画の単年度の計算にいたしまして二百八十四億必要であるにもかかわらず、四十四年度は計画の当初といふこともあろうかと思ひますけれども、百七十三億という予算であるのであります。こういう状態でありまして、一体こういう予算の獲得の状況の中で、この第四次変更計画といふものが完全にやれるのかどうか非常に私は危惧をいたすのであります。その点について、この整備計画を完全に実施する決意があるのかどうか、予算確保についてどういふ努力をされるのかどうか、予算確保があるのか、大臣から最後に承りまして質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(長谷川四郎君) 日本のいま農業、漁業すべてこういうような生産体制の中で一番立ちおくれていると言つても過言でないと思ふ漁業の問題でございまして、したがって陳情に中央へ出てきたくても来られない団体、これは漁業団体だと私は思ひます。農業団体はまあ圧力団体といわれるほど出かけてはこられるけれども、この漁業に携つておる方々は、こももしてまいりたい、ああもすべきであるといふ考え方をもちながらもなかなか出てこられない、それだけの余裕がない。したがって、消費者からの要求はますます高まつていつておる。よく一口に言う板子一枚下は地獄だといふ海上においての漁業を毎日営んでおるこの団体の方々に對してこれでもいいか悪い

か、こういうような点については就任と同時にずいぶん考慮をしたつもりでございまして、したがつて、四十年度のただいま御審議を願つておる金高二千三百億円という問題におきましてもかなり強い折衝をいたしましたし、構造改善事業あるいは補助率の幾ぶんかでも上げてやりたい、こういうような点につきましてはかなり強い折衝をしたつもりでございまして、今後も引き続きまして農林省水産庁といたしましてはこの気持ちをさらに踏襲し、そして来年度は一段と漁港の整備はもとよりであり、これから漁民に対する幾多の要求をされておる施設に万全を期して、安心して安定の上に立つた漁業が行なえるような施策を講じてまいりたいと、こういうような念願を持つて臨んだわけでございます。まあ本年度は御指摘のとおりではございまして、昨年度来から比べてみればかなり大幅な獲得はしてあるといふふうにも考えます。といつてこれで足れりといふふうではなくて、明年度はこれらを基礎として、さらに一そうの努力を傾けて、申し上げたような点の充実をはかつてまいりたいと、このように考えております。

○和田鶴一君 ただいま達田議員から各般にわたりましたきわめて詳細に質疑が行なわれましたので、もはやお尋ねする向きもあまりないのでありますけれども、なおまたただいま農林大臣から達田議員の質疑に対する考え方の披露もございまして、たけれども、私はこの機会に二、三点だけお尋ねをしておきたいと思ひます。

漁港整備といひますと、漁港の整備といふものは漁業全般の中に占める位置といひますか、漁港整備が望ましい姿で整備が完了したならば、もはや国が行なう漁業全般についての施策はもうあまり残らないと言つてもいいぐらいに私は漁港の整備といふものの漁業に占める位置の大きさを痛感いたします。そこで、そういう観点に立つて官房長にもよく聞いておいていただきたいと思ひます。けれども、農林省の漁業に対する考え方が取り組み方について大臣に二、三伺つておき

たいと思うんであります。

歴代の農林大臣はことごとく生鮮食料品の安定的供給の確保というものが農林行政の根幹であるということをおっしゃいます。そのとおりだと思います。また、このたびの大臣の所信の表明についてもそのとおりが書かれておりまして、私はこれに対しては異論がありません。ところが、またこのことを非常に大事だから水産庁という役所があるんだということも言えるかと思うんでございまして、この所信表明の前半といえますか、ほぼ八割程度については、いわゆる農業を中心にした考え方なり、施策の方向については食糧という立場から議論をいたしております。ところがその場所には魚という字が一つも出てこない。食糧という議論をその前面で行なっておるんですけれども、その場には魚という字が出てこないんであります。最後に水産業というところで、「水産業について申し上げます。」ということで、この表現のしかたはきわめて客観的に批判をした述べ方をしておる。前の米はもちろんのこと、畜産、果樹に至るまで食糧としてとらえて、しかもその中に入り込んで議論をしておる。ところが水産についてはきわめて客観的にこれを批判したような考え方しか私には受け取れない。総合農政がやかましく言われてまいりまして、自民党にも総合農政調査会というのできて議論をいたしました。その席上で、それぞれえらい方々が立っていろいろお話をなさいましたけれども、その場合ですら魚ということばが出てこなかったんであります。

そこで私は、食糧の安定的供給の確保ということ、それはそのとおりだと思うんです。魚が食糧に入らないのかという議論をいたします。私は米は絶対に軽んじません。ところが米は四十二年度千三百五十万トン、四十三年度千四百万トンという増産がありまして、四十三年産米にいたしましても単年度三千億の食糧会計に対する繰り入れも行なったのであります。ところが先ほど水産庁長官の資料説明の中で、四十二年度の水揚げ高は七

百八十万トンだと、こういう説明がございましたけれども、千四百万トンというお米に対してたん白食糧である魚が七百八十万トンという水揚げがされておるにいかかわらず、農林省はこれに対して食糧という考え方から真剣に取り組んだ施策を行なってきたか、あるいは議論をしたかということに疑いがあります。

形で申し上げますと、農林省の四十四年度の予算約六千億、その中で漁港の修築、改修、局改、それらを含めて二百二十億余りが四十四年度で予算が出されておるわけでありまして、そうした公共事業を含めて三百億余りということは、農林省の全体の予算の中で水産庁の占める予算の割合は五割というまことに常識で判断しかねるような形が出ておるんであります。これは私は予算の取り方というものはまだよくわかりません。従来それぞれの役所なりそれぞれの部署において、一定のワケがある。そのワケが基本になって、これは経済の成長率についてこれだけの税の自然増収が見込まれるから、そこで今年度は前年度の何割増しで予算を組んだという、きわめて算術的な計算に基づいてやっておるのかもわからぬのでありますけれども、これほど食糧という問題についてきわめて真剣に取り組まなければならぬ段階で、その食糧の内容をしさいに検討をした場合、私はもし過去において今日まで行なわれてきた算術的な計算が情性として今日まで行なわれてきたとするならば、この辺で思い切って一ぺん漁業というものについて、農林省が根柢から私は考え方を改めてもらいたい、そういうふうなふうに思うのであります。この点に対して大臣のお考えを承りたい。

○国務大臣(長谷川四郎君) これは食糧が高級化してき、農業技術も今日の発展を見るようになった。したがって米の需給の緩和をはじめとして、畜産も果樹もある程度進んでおる。しかし、逆に沿岸漁業というものは衰微をたどっていつておる。こういう現実の上に立つて、これだけいいか悪いかということになるならば、全く御指摘の点を私はそうでないとは申し上げられませんが、でありますので、今後は沿岸漁業というものがなぜ今日このようになってきたかという、その推移を振り返ってみて、先ほど御指摘がありました公害問題もさることながら、沿岸を通る魚族というものが少なくなってきたという点もあろうであろう。さらに沿岸の産卵状態というものができなくなってきた。魚礁というものがまず役に立たなくなってきたという点もいえるであろう。こういふことで沿岸漁業の生産につきましても、もうさらに一段と力を入れなければならぬ。この三年間ぐらいの統計を見ると、沿岸漁業も幾分か好転してきたようではございまして、けれども、この程度であつてはならないと考えまして、こういうような点に考えを置きまして、本年からはいま御審議願っておる漁港の整備はもちろんであり、魚礁、これらを設置しなければならぬ。したがって漁場を開発しなければならぬ。浅海漁場というものも開発を行なっていくんだ。そうしてまず魚を——現在の沿岸をこのままにしておくというところになるならば、将来ますます消費のおふていく日本に対してどのような措置を講じなければならぬかということになりまうので、今後は栽培ということばが当てはまるかどうかは知りませんが、どうしても魚をつくることに専念をしていかなければならぬ、こういうふうにつまり考えて、そこで種になる魚をどういうふうにするに人工的に養殖をしていくかという点についていまだ——和さんの考えではないが、いまだ見るべきものはないであらうと考えるのであります。こういうような点に今後水産庁として全力をあげて取り組んでいかなければならぬ問題であらうと考えます。したがって沿岸漁業におきましても、新たな漁場というものを開発するために現在ではやつてはおりますけれども、他国に比較しては、船一そう見ましても、その調査船にしてもまだ優秀の間がありすぎるであらう、こういう点にも思いを置かなければならぬ。とての提携によって、漁業を行なっていくというよ

うな点にも遠洋は思いをいたすべきである、こういうような幾多の条件を本年は掲げまして、そして明年度からはこれらを基盤として折衝をし、でき得る限りのつまり助成指導を行なつてこの目的を達していくようにしていきたい、こういうような念願を持ちましてたとえば本年の予算の折衝に当たつたわけでありまして、私もまだ農林大臣を拝命して日ならず、幾日もなかつたけれども、漁業の問題はもとと真剣に取り組むべきであるという、そういう意見を申し上げまして、そうして昨年度から比較をいたしますれば、本年度の予算は一七〇強の予算の獲得をしてあるはずでございまして、御指摘の点十分に尊重しながら明年度からは、ただいま申し上げたような目的のもとに水産庁は大いに努力を傾けて御期待に沿うようにしたいというところだけをはっきりとお答え申し上げます。

○和田鶴一君 総合農政を強力に推進するため、いろいろございましてけれども、土地改良であるとか、あるいはまた用水の問題とか、土地の問題にいたしまして、その基本となる構造政策というものを推進するために関係法案を提出されておそろく国会において審議をするようになろうかとも思いますけれども、漁業におきましても、そうした基盤整備の問題、たとえばいま大臣がお話しになりました浅海漁場の開発であるとか、つきいそであるとかいうよく似た問題もございまして、少し趣を異にして、同じ基盤整備でありまして、漁港の整備というものは、これはもう漁業にはそのウエートがきわめて重い性格を持つたものであります。冒頭に申し上げましたように、漁港の整備が好ましい姿、望ましい姿で整備ができましたら、あとはもう、たとえば技術の問題、漁法の問題、そんなものは、政府で試験研究機関等を持っておられますけれども、これはもう漁師のほうから進んでおられます、むしろそっちから教えてもらわなければならぬ、むしろそこであらうと思う。

そうなつてまいりますと、極論するようござ

いますが、とにかく漁港整備だけ一生懸命にやっておりますと言つても私はいいと思います。と申しますことは、たん白食品を確保するということがために、大いに畜産問題でも苦勞も、相当量の予算も計上していろいろ農林省も苦勞いたしておりますが、それとこの七百八十万トンという漁獲量と、もちろん食品のことでございますから、カローリ等の計算もやらなければならぬので、一がいには言えませんが、そうした数量の比較を見たときに、私は、これはほんとにもっと農林省全体が——水産庁というのではなくて、農林省全体が私はこの問題と真剣に取り組んでいただかなければならぬ、こういうふうな思ふのであります。漁港がだんだんと整備ができてきますと、必ず漁港に寄る漁船の形が大きくなっておりまゝ。無動力が動力になります。馬力が大きくなります。トン数が増してきます。近代化されます。機械化されます。そうして、必ずと言つていくうちに、整備された漁港においては漁獲量がふえていくのであります。いろいろな施策をするねらいがいわゆる生産の増強ということであると思ふのであります。そうなるまいりますと、そういう現実を踏まえて、五年間に千五百億の整備計画なんて私はきわめて遺憾だと思ひます。改修、局改を含めて二千三百億、先ほど達田委員から、離島や僻地における漁港の問題をこまかくお話しになりましたが、全くそのとおりであります。

私はこの辺で大臣がえらい努力をされて、一七〇以上の予算を確保していただいたわけでありまゝすけれども、今後はそういう立場に立つて、私はもともと水産の予算全部はさることながら、漁港整備という問題を強く私は政府の当局にぶつけていただまして、できるだけ先ほど達田委員も心配されておりましたように、五年にできるかどうかからぬですよ、これ。計画は五年であるけれども、はたして五年でできるのかということになる、非常にむずかしい。私は自分の町のことを言つて申しわけないんですが、三種港の指定を受けて、ある程度進捗いたしましたけれども、漁港整備が始まって、途中大東亜戦争という期間もございましたが、こととして二十五年であります。まだ完成いたしてありません。おそらく私が死ぬまでの間に漁港の完成式ができるかどうか疑問であります。そういうことは三種港の相当重要な漁港であります。その漁港ですらその程度でございますので、二種、一種、そういう点になると私は思ひやられるのであります。どうか大臣の今後ともひとつ十分予算の確保についての御奮闘をさらにお願ひいたします。

あと長官でよろしくございませう。計画の変更を承認をするということですが、国がいま経済企画庁の総合開発局が中心になって、新全国総合開発計画というものを進めておりますけれども、その新しい二千三百億五年間という漁港の計画、千五百億五年間という修築計画、これらは国のそのような総合開発計画との程度の関連を持たしてあるのか、基本的な考え方の中におそれがあるかと思ひますけれども、たとえば漁港は従来はきわめて端的に漁船を管理するという、そういう施設としての考え方がありました。生鮮食料品の確保並びに価格の安定という立場で流通問題が非常にやかましくなつてまいりました。漁港は単なる漁船の管理という施設でなく、流通センターであるという性格が強く打ち出されてまいりました。その意味でこそ、重要漁港は国が補助まで出して機能、施設までやらしてやるわけでありませう。また、先ほど達田議員のお話にございましたけれども、漁民の生活の基盤としての考え方、そうした生産と漁業者の生活とそれらを含めた総合的な拠点としての港としていろいろな計画が、考え方がなされておるんでありますけれども、そういうような点についてどの程度の配慮をされておるか。私はそうしたことが、この計画の内容において、いろいろその形が出てくるんではないかと思ひます。長官の考え方をひとつお聞きしたいと思います。

〇政府委員(森本修君) 先ほど言われましたように、漁港の整備はいろんな面で、その影響なり、機能を果たすということにならうかと思ひます。漁業生産の基地といったような機能もございませうし、また、そういった漁業に非常に依存しておりますところの地域社会全体の開発なり、向上といったような面におきましても、非常に大きな影響力なり、役割りを果たすということでございます。したがって、今回の整備計画をつくりまゝ考え方の中にも、単に漁業の生産面といったようなことだけではございませんで、漁業の持つそういった地域社会に対する役割りといったようなものも評価をいたしまして、私も計画を立案をしたつもりでございませう。全国の国土総合開発計画の考え方の中にも立案の中であつてありますが、漁港整備、またそういったものを中心としたしまして、資源培養型の漁業の展開といったようなことも計画の一つの大きな課題になっております。そういう考え方、もちろん今回の私どもの漁港整備計画を進めてまいりました考え方とその方向を一にするものでございまして、全国の国土総合開発計画の思想と今回の私どもの思想も十分調整をいたしております。また漁港の整備計画のみで、こういった漁業の発展なり、成果ということでは、十分ではございませう。従来からやつてまいりました構造改善事業、また近くそれについての次期対策といったようなものも検討を開始する予定になつております。漁港の整備、沿岸漁業についての構造改善事業の今後のあり方と、そういうふうなものを十分関連を持たせまして、漁業振興上の今後の方途について十分ひとつ検討し、整理し、進めてまいりたいと思つております。

〇和田鶴一君 整備計画に採択されている漁港、またされてない漁港、いろいろございませうが、いま長官のお話にも出ましたように、いままで水産庁が行なつてきたいわゆる水産行政の中で、全国的に非常に喜ばれたものといひますと、あまりないんですけれども、構造改善事業、これは喜ばれました。おそらく初めはどういうものかわからなかつたものですから、全国的に希望も少く、水産庁が用意したワケをいばい確保するの、むしろ

〇政府委員(森本修君) 先ほどお答えを申し上げ

る国が積極的に地方庁を通じて働きかけたぐらいだったわけですが、やってみて非常に効果があるところ、どこで、どんな希望者がふえてまいりまして、いま水産庁がそのアフターケア的な性格を含めて構造改善事業の推進に非常に真剣に取り組んでいただいている。これはもう漁民が非常に喜んでおります。

そこで、このことに関しまして、先ほどお話をいたしました、そうした構造改善事業を推進する場合にも二種、一種といったような、中小の漁港、特に沿岸の小漁港というものが、その周辺の構造改善地域の基盤をなしているという点から考えてみまして、総合的に施策を推進するという立場からこれを切り離してこれを考えるというわけにはまいらないと思ひます。そういう点に關して、改修をどうするか、局改をどうするかという問題、先ほど長官からお話ございましたが、あるいはそのほうが都合がいいのかなというふうな思ひますが、そういう問題を取り上げて考えていたときに、小漁港を統合するという考え方、これも一つ私はいいと思ひます。ところが漁民の立場に立つて考えます場合、何と云つても唯一の財産は漁船であります。漁船そのものが漁師の唯一の財産であります。そこで、ちょっと風が吹いて波が立ちますと、すぐ飛び出していつともづなをとり、いかりを入れかえるというきわめて卑近な場所に船を置きたいというのが漁業者のこれは偽らざる心境であります。そこで、先ほど長官が津々浦々ということをおっしゃられておりましたけれども、一つの山を越えて統合された港にかけ出していくということもこれはたいへんなことなであります。私はそういう点等も考えまして、構造改善事業等の推進とからみ合わせまして、地域に合った方法を探していただいて、そうした小漁港に對しても手厚いひとつ施策の推進をお願いをいたしたいと思ひます。長官の考えをお聞きしたいと思います。

げましたのでありますが、確かに漁港の集中といえますが、集約といえますか、そういったことも一つの投資を約してまいります際に、考え方をしなくては持つべき考えであろうと思います。要するに漁港整備あるいは事業を進めていく上の重点化ということも一つの考え方でありました。しかし、ただいま御指摘がございましたようなことで、漁民感情といえますか、漁業特有の一つの感情もございいます。したがって、それをいかように現実的に調和し、円滑に進めていくかということが非常に大事なことでありうかと思ひます。したがって、漁港の整備計画をつくる、また構造改善事業を現実的にそれぞれの港においてやってみるという過程を通じて、別段中核にまとめるんだとか、そういう抽象的な指導をやっておりますともうまいきまきまから、現実の事業を通じて現地の感情をよく尊重しつつ、いま言ったような重点化なり、あるいは中核化といったようなことを進め進めていくのがいいのではないかというふうに私も思っております。そういうことで今後とも仕事を進めていきたいと思ひます。

○和田鶴一君 それでは、最後に先ほど達田議員の質問に対して大臣から必ずこの整備計画はやってのけるという力強い御意見の表明がございましたから、私からは申し上げませんけれども、この国会には漁業近代化資金の法律も出されておりますし、それが制度化されてまいりますと、一段と沿岸漁業の近代化が推進すると私は大きな期待をいたします。そうなるまいりますと、自然発生的に漁港の整備につれて漁船が大きくなり、計画化されてくるという面もありまして、同時にそうした制度の面からも非常に合理化、近代化が進んでまいります。そうなるまいりますと、漁港の整備がそれにおくれるようなことでは、せっかく生産増強に大いに取り組もうとする漁業者の意欲をそぐということになって、これは食糧を安定的確保に基づいて供給をしようとする農林省の使命に反するわけでありまして、私は重ねてこの程度の整備計画で満足するものではなく、ひとつ今

後といえども、国の総合開発計画に乗りおくれなように、絶えず周到な計画と御注意の上に、ひとつ漁港の整備計画が計画以上の発展が私たちも十分期待でき得るようには、大臣中心になられて、単に水産庁というだけではなくて官房長もひとつ農林省でそういう立場から協力をして推進をはかってもらいたい。以上で終わります。

○国務大臣(長谷川四郎君) 先ほど達田さんにもお答え申し上げましたとおり、何といつても基盤整備といふことが第一の条件でなければなりませんし、まず漁港といふものを整備するといふことが第一の条件である、これはもう論を待たないところでございまして、漁港の整備は必ず御期待に沿うようにやりますし、あわせて機能施設——先ほど御指摘のあったような機能施設も併行して考えながら、これらについて万全を期していくということだけをばつきり申し上げておきます。

○藤原房雄君 いまもる先輩の方から質問ございまして、基本的なことについてはお尋ねする何ものもないのでありますが、一、二点だけちょっとお聞きしておきたいと思ひます。先ほどの質問の中にもあったのかもしませんが、確認の意味でお話したいと思ひます。

先ほど大臣のこの漁港整備計画の提案理由の説明の中にございまして、「最近における漁業情勢その他経済事情の著しい変化に伴い、このたびこの計画を案に即するよう全面的に変更する」というふうなお話で、第三次計画を四十五年を待たずしてこのたび変更することになった、それには漁業情勢とか経済事情とかこういうことがあつたんだ、こういうことでございまして、具体的にその点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 先ほど申し上げましたが、第三次計画は昭和二十八年に立案をいたしました。その当時端端的に漁港の整備に一番関係がございましては漁船の勢力といふことでございまして。その他漁業全般のことについても、どういふふうに移り変わっていくかということを見通しまして

て、それに即応した整備計画をつくっておるわけでありまして、端的に關係が深いのは漁船の勢力でございまして、その当時目標年度でありますところの昭和四十五年の姿を想定したわけですが、その想定は漁船の隻数にいたしまして昭和四十五年には十九万隻、それからトン数にいたしまして二百二十万トンになるであろうと、それに相応する漁港の整備といったようなことをやっておつたのであります。予想外にそういった隻数の増加がありまして、あるいはトン数の増加といふものが急ピッチといひましようか、早いテンポで進んでまいりまして、四十一年の状態では漁船の隻数にいたしまして二百二十万隻、それからトン数では二百二十万トンといったような形になってまいりました。これは従来立てておりました計画をそのまま遂行いたしましたと実情に合わない、さらにこういふ漁船の勢力に見合ったような計画をつくり直さないと、漁港整備としては十分ではないというふうなことになるまして、期間を二年短縮をして、新しい四次計画をつくることになった、一例だけ申し上げますとさような変化があるわけでございます。

○藤原房雄君 まあ急激な社会の変貌といひますか、産業の発達によりまして高度成長によりまして、今後のこの数年というもののたいへんな勢いで発展すると思ひます。先ほどの質問の中にあつたと思うのでありますが、この五カ年計画が終了時には大体どのくらいになるかとお見通しになっていらっしゃるか、この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 先ほどの延長でございまして、漁船の隻数なりあるいはトン数でございますが、昭和四十一年が先ほど申し上げましたような二百二十万隻、二百二十万トンということになっております。で、目標の年次が昭和四十八年ということになっておりますが、そのときには漁船の隻数では動力漁船でありまして、約二十五万隻くらいになるであろう。それからトン数にいたしまして二百五十九万トンくらいになるであろう。いず

れも隻数で一三〇増、トン数で二二〇増くらいになるであろうということをにらみ合わせまして、それそれの漁港の整備計画を立てておるといふこととでございます。

○藤原房雄君 そこで考えられることは、先ほどもお話があったのでありますが、漁船の大型化といふことが当然それに伴つてまいります。総計で何万トン、何万の増という一応の目標をお立てのようでありまして、私ども過日いわき市の中ノ沢という所に行つてまいりましたが、そこは運輸省管轄の港にはなつておりますが、強い現地の要望としましては、最近の船の大型化のために、自分の港にとつた魚を持てたがたい、こういうことでぜひ水深を考慮していただきたいという、深くしなければならぬといふことでお話をございまして、いろいろのところがあつたと思ひます。こういうことからいまして、この五カ年計画には、十分にそういう点の配慮があると思ひますが、どうか先ほどから指摘のありましたように、せっかくつくつたものがでが上がつた時点において計画を変更しなければならぬ、こういうことのないような考慮をして進めていただきたいと思ひます。

次にお聞きしたいことは、港湾は運輸省に属する關係のものでありながら、漁業者が利用してるところは相当数あるのではないかと思ひます。あります、どのくらい数があるかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(森本修君) 概数ですが、約九百くらいでございます。

○藤原房雄君 北海道の釧路、先ほど申し上げましたいわき市の中ノ沢とか、たいへん重要な漁港といひますか、漁業者の利用する、港湾が利用されていまして、非常に大きな位置にあるわけでありまして、しかしこれは漁港としてではなくて、港湾といふことで運輸省の所管になっておる、こういうことでございまして。その港が占める利用度というものは、たいへん漁業者の利用度が高いの

であります。港灣という指定のために漁業関係のほうの整備がなされない。こういう点については、運輸省と農林省がお互いに連絡をとり合つて万漏のないような連携がとられていると思うのであります。先ほど来大臣のお話がありましたように、非常に漁業振興という上からいきました重要な問題だと思つておりますが、この港灣の中で、特に漁業者が非常に利用しております漁港と名づけてもいい、漁師の方々の利用している釧路や真鶴や中ノ沢のような所、こういう所に対しては、運輸省、農林省、どういふふうな話し合いを進めてどのように進めていくか、こういう点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(森本修君) 御指摘のように、漁業の根拠地として実際に使われておりますけれども、港の性質としては一般の港灣というふうな扱いを受けておるものが、先ほど言いましたように相当ございます。特に北海道においてはその例が多いようであります。私も少しは、運輸省とも従来から協議をいたしておりますが、利用状況によつて漁港として指定するというのが適当なものではあるだけ漁港としての指定をする、漁港の扱いをするというふうなことを思つて相談をしております。最近も、そういうふうな形で港灣から漁港に指定がえになったものも相当ございます。また現在漁港ではなしに港灣という形で依然として残つておるものもあるわけですが、そういったものの整備につきましては、私ももちろん運輸省によく話をいたしまして、漁港としての機能が多分果たされるように運輸省での配慮をしてもらいたいということを申し入れ、打ち合わせをいたしております。

であります。この計画立案の過程におきまして地元民の要望というものをどのように反映させているのかという点、この点についてお伺いいたします。

○政府委員(森本修君) 私どもがこういった修築の計画あるいは改良の計画を立てます際に、当然これは今回の整備計画は農林省の計画でありますけれども、手順としてはそれぞれの管理者なり、あるいは県庁なりから整備計画の原案を持つてきてもらひまして、その上で十分打ち合わせをして、こういうものを練り上げております。そういう原案をつくりまして、管理者なり地方庁に對しまして、地元の方々と十分打ち合わせをした上で、そういった原案をつくるようにということをお願いしております。また現に行なわれておるのを見ますと、むしろ県庁等よりは地元の方々が非常に熱心でありまして、直接私どものほうにも要望に来られる、また漁港の整備の内容についてもいろいろ私も御注文を伺うというふうなことでございまして、現地の段階におきましても、あるいはまた地方庁と私どもの段階におきましても、十分きよい関係者の意向をよく反映した計画をつくるようにと、配慮いたしているつもりでございます。

○藤原房雄君 先ほどの話に戻るわけですが、この港灣とまた漁港という問題であります。時代の推移に伴ひましてこれは本格的に考えていかなければならない問題じゃないか。運輸省のほうと話合つておられますというところでありますが、どのように話がなつて、具体的な問題があらまんとこれは話が進められませんが、各省によつてそれぞれの方針もありませんし、また利用度とかその地域差といういろいろな問題があつて一様にはいかならないと思つておりますが、いずれにしても、漁業の置かれてある漁業振興という大きな目的のためには、現在のような行き方というのは根本的に改める、そういう段階にきていないのか、このような考えもするわけですが、いま長官のお話ですと、逐次希望のあるところについては進めているということでありまして、もう一歩進んだ本格的な改革という、こういう考えがあらまかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(森本修君) 役所同士の話でございまして、私も連絡を十分とつてはいるつもりでございますけれども、あるいは客観的に見ますならば、そうでもないといったようなところもあるかと思ひますが、そういう点は連絡方法その他十分緊密にしていまいにやうに十分まいりたいと思ひますが、とりあえずのやり方としては、先ほど申し上げましたように、できるだけ港灣でありまして漁港になし得るものは漁港の指定ということでもこちらのほうへ移してまいらうということをやつていくよりいたした方がないんじゃないか。もちろん港灣として非常に割合が高いものは、どうしても港灣という形で残らざるを得ないというものもあるかと思ひますが、そういうものの漁港機能についての整備のしかたその他は、十分ひとつ運輸省と連絡をして遺憾のないようにしたいと思つております。

○藤原房雄君 最後に要望であります。先ほどからも各先輩の議員の方からお話ありましたように、いずれにしてもこの五六年計画がかりつぱに遂行されて、漁業振興の大きな力になつていくように心から要望する次第であります。まあそれらのことにつきましては先ほど大臣からお話しがございましたが、私もその点につきましては、どうしてもこの漁港の整備というものが漁業振興の大きな柱である、このように確信する次第であります。その点につきまして大臣から一言決意のほどをお伺ひして終わりたいと思ひます。

○国務大臣(長谷川四郎君) 御指摘のとおりでございます。漁港問題がまず解決がつかない限りやならぬ。したがつて、本年の予算を見てもおわかりのように、たとへば船にいたしましたも、いままでかつて開かれておらなかった長期低利の金を、近代化資金を出しまして、そうして利子補給をする。そうして近代化した、しかも大型化した

漁船に持つてまいりますから、いやが上にも漁港というものの整備をしていかなければならないし、先ほど藤原さんもお話しがありましたように、さらに漁港というものの使命は非常に大きな公共性を持つてきておりますから、これらに對しまして十分にその機能が果たされるような計画のもとに実施をしてまいらうことをはつきりお答え申し上げます。

以上、大体来年度からはさらに一そう拍車をかけてこの整備に当たるといふことを申し上げて私の答弁といたします。

○委員長(任田新治君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(任田新治君) 御異議ないものと認め、これにて質疑は終局いたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(任田新治君) 速記を始めて。本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

三月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、爾糸価格安定法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十四日)

一、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(予備審査のための付託は三月三日)

三月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、農地法の一部改正案の成立促進に関する諸願(第一三三〇号)(第一三七四号)(第一三九〇号)(第一四〇四号)(第一四〇五号)(第一四〇六号)(第一四一七号)(第一四二二号)(第一四二二号)(第一四二九号)(第一四四二号)(第一四四三号)

一、国有林活用法案反対等に関する諸願(第一四一九号)

一、農林年金(農林漁業団体職員共済組合)法改正に関する請願(第一四二〇号)

第一三五〇号 昭和四十四年三月七日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願
請願者 徳島県海部郡安喰町安喰町農業委員
員会内 平岡勇外十九名

紹介議員 久次米健太郎君

農地法の一部を改正する法律案の成立を促進し、左記事項の実現を図りたい。

一、農地の賃借権規則の緩和措置。
二、小作料統制の大規模緩和措置。
三、農地の権利移動統制の適正化。
四、農業生産法人適用要件の緩和措置。
五、草地利用権制度の新設。
六、農地違反転用の是正措置。

理由 現行農地法を改正し、農地の流動化を促進することにより農業の構造を改善し、近代的な農業経営の確立を図る必要がある。

第一三七四号 昭和四十四年三月八日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願
請願者 徳島市万代町一丁目徳島県農業委員
会内 鈴木利市外二十一名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三九〇号 昭和四十四年三月十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願
請願者 徳島県三好郡三加茂町三加茂町農
業委員会内 萩原嘉久外二十一名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四〇四号 昭和四十四年三月十一日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願
請願者 栃木県芳賀郡益子町大字益子九六
四益子町農業委員会内 平野良毅

外二十一名
紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四〇五号 昭和四十四年三月十一日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願
請願者 栃木県下都賀郡岩舟町大字和泉
一、六九一ノ一岩舟町農業委員会
内 戸沢健蔵外二十六名

紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四〇六号 昭和四十四年三月十一日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(十
二通)
請願者 和歌山県東牟婁郡古座川町古座川
町農業委員会内 垣平正次外二百
九十六名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四一七号 昭和四十四年三月十一日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願
請願者 徳島県鳴門市撫養町南浜鳴門市農
業委員会内 西野卯一外二十七名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四二二号 昭和四十四年三月十一日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願
請願者 栃木県那須郡黒羽町黒羽町農業委
員会内 大野清司外二十一名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四二三号 昭和四十四年三月十一日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願
請願者 栃木県河内郡河内町河内町農業委
員会内 小田林武雄外三十九名

紹介議員 船田 讓君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四二九号 昭和四十四年三月十二日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町一ノ七全国
農業会議所会長 長谷山行毅外三
十九名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四四二号 昭和四十四年三月十二日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願
請願者 徳島県小松島市小松島町字今開二
一ノ一小松島市農業委員会内 井
内長三郎外三十六名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四四三号 昭和四十四年三月十二日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願
請願者 栃木県足利市本城三ノ二、一四五
足利市農業委員会内 小松原健吉
外二十五名

紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四一九号 昭和四十四年三月十一日受理

国有林活用法案反対等に関する請願
請願者 岡山県勝田郡勝央町平七四二ノ一
小林慎一外五百九十名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第一四二〇号 昭和四十四年三月十一日受理

農林年金(農林漁業団体職員共済組合)法改正に關
する請願
請願者 埼玉県鴻巣市南四ノ四ノ四羽
鳥健次郎外二百二十一名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。

一、農地法の一部を改正する法律案

農地法の一部を改正する法律案

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の
一部を次のように改正する。

目次中「第五節 国からの売渡(第三十六条―
第四十三条)」を「第五節 国からの売渡(第三十三
条の二―第四十三条の六)」に、「未墾地等の買収
及び売渡」を「未墾地等」に、「第二節 売渡(第
六十一条―第七十五条)」を「第二節 売渡等(第
六十一条―第七十五条)」に、「第三節 草地利用権
(第六十一条―第七十五条)」を「第三節 草地利用権
(第六十一条―第七十五条)」に改める。

第一条中「その権利を保護し、その他土地の農
業上の利用関係」を「及びその権利を保護し、並
びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその
利用関係」に改める。

第二条第三項中「自作採草放牧地」とは、耕作
又は養畜の事業を行う者が所有権に基いてその事
業に供している採草放牧地をいい、を削り、同
条第七項中「左の」を「次の」に改め、同項第二
号及び第三号を次のように改め、同項第四号から
第六号までを削る。

二 その法人の組合員又は社員(以下「構成員」
という)は、すべて、次に掲げる者のいずれ
かであること。

イ その法人に農地若しくは採草放牧地につ
いて所有権若しくは使用収益権(地上権、
永小作権、使用貸借による権利又は賃借権
をいう。以下同様とする。)を移転した個人
(その法人の構成員となる前にこれらの権

利をその法人に移転した者のうち、その移転後省令で定める一定期間内に構成員となり、引き続き構成員となつて個人以外のものであるものを除く。又はその一般承継人（省令で定めるものに限る。）

ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に關し次条第一項又は第七十三條第一項の許可を申請している個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）

ニ その法人の事業に常時従事する者（前項に掲げる事由により一時的にその法人の事業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び省令で定める一定期間内にその法人の事業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。）

三 前号イ、ロ又はハに掲げる者であつてその法人の常時従事者たる構成員（その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。）であるものが、農事組合法人にあつては理事、合名会社又は合資会社にあつては業務執行権を有する社員、有限会社にあつては取締役の数の過半を占めること。

第三條第一項中「使用貸借による権利若しくは賃借権については」を「個人がその住所のある市町村の区域内にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合（政令で定める場合を除く。）には」、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号中「設定され」の下

に、「又は第七十五條の二から第七十五條の七までの規定によつて草地利用権が設定され」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第七十五條の八の規定によつてこれらの権利が移転される場合

第三條第一項第七号中「遺産の分割により」を「遺産の分割、民法明治二十九年法律第八十九條（第七百六十八條第二項（同法第七百四十九條及び第七百七十一條で準用する場合を含む。）の規定による財産の分与に關する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八條の三の規定による相続財産の分与に關する裁判によつて）」に、「取得され」を「設定され、又は移転され」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）が古都における歴史的風土の保存に關する特別措置法（昭和四十一年法律第一號）第十九條の規定に基づいて同法第十一條第一項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合

第三條第二項中「左の」を「次の」に「但し、」を「ただし、民法第二百六十九條ノ二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十條第二項に規定する事業を行なう農業協同組合が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第二号に掲げる権利が取得されることとなる」と、農地保有合理化促進事業（農業経営の規模の拡大、農地の集約化その他農地保有の合理化を促進するため、農地、採草放牧地又は開闢して農地とすることが適当な土地を買入れ、又は借り受けて、これらの土地（開闢して農地とすることが適当な土地についてその開発をした場合にあつては、開闢後の農地）を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業をいう。以下同様とする。）を行なう営利を目的としない法人で省令で定めるものが当該農地保有合理化促進事業の実施により同号に掲げる権利を取得するとき、並

びに「及び第三号から第五号まで」を、「第四号、第五号及び第八号」に、「政令」を「政令」に改め、同項第一号中「農業生産法人」の下に「（以下この号で「小作農等」という。）を、「場合」の下に「（その小作農等がその小作農等以外の者に対し所有権を移転することにつきその許可の申請前六箇月以内に同意した小作地又は小作採草放牧地であるものについてその小作農等以外の者が所有権を取得しようとする場合並びに強制執行、競売法（明治三十一年法律第十五號）による競売又は国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七號）による滞納処分（その例による滞納処分を含む。）以下「国税滞納処分等」という。）に係る差押え又は仮差押えの執行のあつた後に使用及び収益を目的とする権利が設定された小作地又は小作採草放牧地についてその強制執行、競売又は国税滞納処分等によりその小作農等以外の者が所有権を取得しようとする場合を除く）」を加え、同項第二号中「及びその世帯員がその農地又は採草放牧地」を「又はその世帯員がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてに」、「行わないと認められる」を「行なうと認められない」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 耕作又は養畜の事業の委託を受けることにより第二号に掲げる権利が取得されることとなる場合

四 第二号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人を除く。）又はその世帯員がその取得後において行なう耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

第三條第二項第五号中「（農業生産法人を除く。）」を削り、「（現に耕作の事業に供している）」を「その取得後において耕作の事業に供すべき」に、「（現に耕作又は養畜の事業に供している）」を「その取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき」に、「三十アール」を「五十アール」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 第三十六條又は第六十一條の規定により売却された農地又は採草放牧地であつてその売却後十年を経過しないものにつき地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合（その土地の所有者又はその世帯員の死亡又は前条第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、ただし書に規定する省令で定める法人が農地保有合理化促進事業の実施により所有権を取得したその土地を一時貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することという。以下同様とする。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の構成員がその土地につきその法人のために使用収益権を設定しようとする場合を除く。）

第三條第二項第七号中「行なう」を「行なう」に、「一時貸し付けようとする場合」を「一時貸し付けようとする場合、ただし書に規定する省令で定める法人がその土地を農地保有合理化促進事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作の目的に供するため貸し付けようとする場合」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員の農業経営の状況、その住所からその農地又は採草放牧地までの距離等からみて、これらの者がその土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができる」と認められない場合

第四條第一項中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号中「第七條第一項第三号」を「第七條第一項第四号」に改める。

五條第一項中「こゝる農地」の下に「又はその農地とあわせて採草放牧地」を加え、「但し、左の」を「ただし、次の」に改める。

第六條の見出し中「及び小作採草放牧地」を削

り、同条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、同項第一号中「採草放牧地にあつては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下この節で同様とする。」及び「又は小作採草放牧地」を削り、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、同条第二項及び第三項中「又は小作採草放牧地」を削り、同条第四項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第五項中「又は小作採草放牧地以外の採草放牧地」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、「又は養畜」を削り、「小作地又は小作採草放牧地」を「小作地」に改め、同条第六項中「次条第一項第五号、第六号、第八号及び第九号」を「次条第一項第二号から第十六号まで」に改め、「又は小作採草放牧地」を削る。

第七條第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、同項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「又は自作採草放牧地」、「採草又は家畜の放牧」及び「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は採草放牧地」及び「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 農地の所有者（法人を除く。）若しくはその世帯員が耕作の事業に供すべき農地のすべてについてその耕作の事業を廃止した時の住所地の属する市町村の区域内において所有する小作地（次号から第十六号までに掲げる小作地以外）の小作地で、その所有者又はその者の配偶者若しくはその者と同居及び生計を一にしていた二親等内の血族がその廃止前通じて政令で定める一定期間所有していたものに限る。であつてその面積の合計がその住所地の属する都道府県について前条第一項第二号の別表で定める面積（同号の規定による公示が

されているときは、その公示に係る面積）をこえないもの（省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の確認を受けたもので、その確認後引き続き小作地であるものに限り）又はその小作地の所有権をその廃止の時の所有者から承継した一般承継人（省令で定めるところにより当該一般承継人である旨の農業委員会の確認を受けたものに限り）がその承継後引き続き所有しているその小作地

第七條第一項第十一号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十号を削り、同項第九号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の四号を加える。

十二 第三條第二項ただし書に規定する省令で定める法人が農地保有合理化促進事業の実施により借り受けている小作地

十三 第三條第二項ただし書に規定する省令で定める法人が所有し、かつ、農地保有合理化促進事業の実施により売り渡し又は交換するまでの間一時貸し付けている小作地で、省令で定める手続に従ひ、都道府県知事の指定を受けたもの

十四 第四條第一項第五号に規定する市街化区域内にある小作地

十五 府県（指定都市を含む。）が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一條第一項の規定による買入れ（同法第十九條の規定に基づいてする同法第十一條第一項の規定による買入れを含む。）をして引き続き所有している小作地

第七條第一項第八号中「常時従事者たる」を削り、「所有し、かつ、その所有者の住所のある市町村の区域内にある」を「所有する」に改め、「又は小作採草放牧地」及び「又は養畜」を削り、同号の次に次の二号を加える。

十 農業協同組合法第十條第二項に規定する事業を行なう農業協同組合がその所有者（法人を除く。）から同項の委託を受けて当該事業に供している小作地

第七條第四項及び第五項を削り、同条第三項中「農業生産法人の常時従事者たる構成員以外の構成員又は」を削り、「その法人の常時従事者たる構成員」を「その法人の構成員」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、「その常時従事者たる構成員」を「その構成員」に改め、「又は養畜」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号、第三号及び第五号」を「第一項第三号、第四号、第六号及び第十三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の規定の適用については、同号の規定による農業委員会の確認を受けた小作地が小作地でなくなつた場合において、その小作地でなくなつた後一年以内に再び小作地となつたときは、その小作地は、当該確認後引き続き小作地であつたものとみなす。

第八條第一項各号列記以外の部分中「又は小作採草放牧地」を削り、「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「又は小作採草放牧地」を削り、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、「前条第一項第五号、第六号、第八号及び第九号」を「前条第一項第二号から第十六号まで」に改める。

第九條第一項中「又は小作採草放牧地」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「又は小作採草放牧地」を削る。

第十條第一項中「又は小作採草放牧地」を削り、「左に」を「次に」に改める。

第十四條第一項中「及び採草放牧地」を削る。

第十五條の見出し中「旧自作農創設特別措置法により」を「國が」に改める。

第十五條の二第二項中「常時従事者たる」を削る。

第十八條第二項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第十九條中「期間の定め」を「期間の定め」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの及び第七十五條の二から第七十五條の七までの規定によつて設定された草地利用権（その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が第七十五條の七第一項の規定又は同条第二項で準用する第七十五條の二第二項から第五項まで及び第七十五條の三から第七十五條の六までの規定によつてされたものに限る。次条第一項第四号で同様とする。）に係る賃貸借については、この限りでない。

第二十條第一項中「申入」を「申入れ」に改め、同項ただし書に次のように改める。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る信託財産につき行なわれる場合（その賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前か既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日以前一年以内でない場合を除く。）

二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六箇月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基いて行なわれる場合又は民事調停法による農事調停によつて行なわれる場合

三 賃貸借の更新をしない旨の通知が、十年以上の期間の定めがある賃貸借（解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期間を変更して十年以上としたものでその変更をした時以後の期間が十年未満である者を除く。）又

生産費の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の小作料の額に比較して不相当となつたときは、契約の条件に

3 農業委員会は、小作料の標準額を定めたときは、これを公示するとともに都道府県知事に通

業協同組合」の下に、「農業協同組合連合会」を加え、同条第二項中「第十四条第一項」の下に「第十五条第二項、第十五条の二第八項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。」を加え、以下「を」当該売り渡すべき農地又は採草放牧地の農業上の利用のためあわせて所管換又は所屬替を受け

前条の規定は、前二項の規定による和解の仲介について準用する。
(政令への委任)

第四十三條の六 この節に定めるもののほか、和解の仲介に關し必要な事項は、政令で定める。

「第三章 未墾地等の買収及び売渡」を「第三章 未墾地等」に改め、「第二節 売渡」を「第二節 売渡等」に改める。

第七十四條の次に次の一條を加える。

(道路等の譲与)

第七十四條の二 国は、第六十一條に掲げる土地等を同條の規定により売り渡すほか、同條に掲げる土地等のうち道路、水路、揚水機場若しくはため池(これらの工作物に附帯する工作物を含む。以下「道路等」という。又は道路等の用地であつて農林大臣が定めるものを、その用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、市町村、土地改良区その他農林大臣の指定する者に譲与することができる。

2 前項に規定する農林大臣が定める土地等の譲与を受けようとする者は、省令で定めるところにより、都道府県知事に譲受申込書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による譲受申込書の提出があつた場合において、譲与することゝ適當と認めるときは、次に掲げる事項を記載した譲与通知書を作成し、これを譲与の相手方に交付しなければならない。

一 譲与の相手方の名称及び住所
二 譲与すべき道路等についてはその種類及び所在の場所、土地についてはその面積及び所在の場所
三 その土地等の用途
四 譲与の期日

五 譲与の条件その他必要な事項
4 前項の規定による譲与通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された譲与の期日に、その土地等の所有権は、その譲与の相手方に移轉する。

第三章に次の一節を加える。
第三節 草地利用権
(草地利用権の設定に關する承認)

第七十五條の二 市町村又は農業協同組合は、その住民又は組合員で養畜の事業を行なうものの共同利用に供するため、家畜の飼料とするための牧草の栽培(その栽培に係る土地について行なう家畜の放牧及びこれと一体的に行なう必要があるその土地に隣接する土地についての家畜の放牧を含む。その栽培の目的に供されることに伴う土地の形質の変更がその土地を原状に復することを困難にしない程度であるものに限る。)を目的とする土地についての賃借権(以下「草地利用権」という)を取得する必要があるときは、省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、土地の所有者及びその土地に關し權利を有するその他の者(その土地の定着物の所有者及びその定着物に關し權利を有するその他の者を含む。以下「土地所有者等」という)に對し、草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる權利又は定着物がある場合にはその權利の行使の制限若しくは消滅又はその定着物の収去に關する協議を求めなければならない。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請があつたときは、省令で定めるところにより、その申請に係る土地の傾斜、土性等の自然的条件、利用の状況その他の必要な事項を調査しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果、その調査に係る土地が次の各号に掲げる要件のすべてをみたしている場合に限り、第一項の承認をすることができる。

一 その土地が、自作農の創設の目的に供されるとするならば、第四十四條第一項第一号に掲げる土地として同條の規定による買収を受けることができることと認められるものであること。
二 その土地について草地利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つて共同利用に供することが、その地域における農業経営の状況等からみて養畜の事業を行なう者の経営の改善を図るため必要かつ適當であつて、他の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

4 都道府県知事は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、その申請に係る協議の相手方及び都道府県開拓審議会並びに省令で定めるその他の者の意見を聞かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認の申請に係る協議の相手方に通知するとともに、これを公示しなければならない。

(裁定の申請)
第七十五條の三 前条第一項の協議がととのわらず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二箇月以内に、省令で定めるところにより、その協議の相手方である土地所有者等を示して、その草地利用権の設定又はその行使の妨げとなる權利の行使の制限若しくは消滅若しくは定着物の収去に關し都道府県知事に裁定を申請することができる。

(意見書の提出)
第七十五條の四 都道府県知事は、前條の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公示するとともに、その申請に係る土地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する權利の種類及び内容その他の省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

められること。

4 都道府県知事は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、その申請に係る協議の相手方及び都道府県開拓審議会並びに省令で定めるその他の者の意見を聞かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認の申請に係る協議の相手方に通知するとともに、これを公示しなければならない。

(裁定の申請)
第七十五條の三 前条第一項の協議がととのわらず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二箇月以内に、省令で定めるところにより、その協議の相手方である土地所有者等を示して、その草地利用権の設定又はその行使の妨げとなる權利の行使の制限若しくは消滅若しくは定着物の収去に關し都道府県知事に裁定を申請することができる。

(意見書の提出)
第七十五條の四 都道府県知事は、前條の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公示するとともに、その申請に係る土地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する權利の種類及び内容その他の省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、その申請に係る協議の相手方及び都道府県開拓審議会並びに省令で定めるその他の者の意見を聞かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認の申請に係る協議の相手方に通知するとともに、これを公示しなければならない。

その者の利用計画に従つて共同利用に供することが国土資源の利用に關する総合的な見地から必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、草地利用権を設定すべき旨又はその行使の妨げとなる權利の行使を制限し、若しくはその權利を消滅させ、若しくは定着物を収去すべき旨の裁定をするものとする。

2 草地利用権を設定すべき旨の前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 草地利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積
二 草地利用権の内容
三 草地利用権の始期及び存続期間
四 借賃
五 借賃の支払の方法

3 權利の行使を制限すべき旨の第一項の裁定においては第一号及び第四号、權利を消滅させるべき旨の同項の裁定においては第二号及び第四号、定着物を収去すべき旨の同項の裁定においては第三号及び第四号に掲げる事項を定めなければならない。

一 行使を制限すべき權利の種類及び内容並びにその制限の内容、始期及び期間
二 消滅させるべき權利の種類及び内容並びにその消滅の期日
三 収去すべき定着物の種類、数量及び所在の場所並びにその収去を完了すべき期限
四 權利の行使の制限若しくは消滅又は定着物の収去によつて生ずる損失の補償金の額及び支払の方法

4 第一項の裁定は、第二項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号までの事項については、申請の範囲をこえてはならない。

第七十五條の六 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定を申請した者及びその申請に係る土地所有者等に通知するとともに、これを公示しなければならない。その

その者の利用計画に従つて共同利用に供することが国土資源の利用に關する総合的な見地から必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、草地利用権を設定すべき旨又はその行使の妨げとなる權利の行使を制限し、若しくはその權利を消滅させ、若しくは定着物を収去すべき旨の裁定をするものとする。

2 草地利用権を設定すべき旨の前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 草地利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積
二 草地利用権の内容
三 草地利用権の始期及び存続期間
四 借賃
五 借賃の支払の方法

3 權利の行使を制限すべき旨の第一項の裁定においては第一号及び第四号、權利を消滅させるべき旨の同項の裁定においては第二号及び第四号、定着物を収去すべき旨の同項の裁定においては第三号及び第四号に掲げる事項を定めなければならない。

その者の利用計画に従つて共同利用に供することが国土資源の利用に關する総合的な見地から必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、草地利用権を設定すべき旨又はその行使の妨げとなる權利の行使を制限し、若しくはその權利を消滅させ、若しくは定着物を収去すべき旨の裁定をするものとする。

2 草地利用権を設定すべき旨の前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 草地利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積
二 草地利用権の内容
三 草地利用権の始期及び存続期間
四 借賃
五 借賃の支払の方法

3 權利の行使を制限すべき旨の第一項の裁定においては第一号及び第四号、權利を消滅させるべき旨の同項の裁定においては第二号及び第四号、定着物を収去すべき旨の同項の裁定においては第三号及び第四号に掲げる事項を定めなければならない。

一 行使を制限すべき權利の種類及び内容並びにその制限の内容、始期及び期間
二 消滅させるべき權利の種類及び内容並びにその消滅の期日
三 収去すべき定着物の種類、数量及び所在の場所並びにその収去を完了すべき期限
四 權利の行使の制限若しくは消滅又は定着物の収去によつて生ずる損失の補償金の額及び支払の方法

4 第一項の裁定は、第二項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号までの事項については、申請の範囲をこえてはならない。

第七十五條の六 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定を申請した者及びその申請に係る土地所有者等に通知するとともに、これを公示しなければならない。その

その者の利用計画に従つて共同利用に供することが国土資源の利用に關する総合的な見地から必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、草地利用権を設定すべき旨又はその行使の妨げとなる權利の行使を制限し、若しくはその權利を消滅させ、若しくは定着物を収去すべき旨の裁定をするものとする。

2 草地利用権を設定すべき旨の前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 草地利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積
二 草地利用権の内容
三 草地利用権の始期及び存続期間
四 借賃
五 借賃の支払の方法

その者の利用計画に従つて共同利用に供することが国土資源の利用に關する総合的な見地から必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、草地利用権を設定すべき旨又はその行使の妨げとなる權利の行使を制限し、若しくはその權利を消滅させ、若しくは定着物を収去すべき旨の裁定をするものとする。

2 草地利用権を設定すべき旨の前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 草地利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積
二 草地利用権の内容
三 草地利用権の始期及び存続期間
四 借賃
五 借賃の支払の方法

3 權利の行使を制限すべき旨の第一項の裁定においては第一号及び第四号、權利を消滅させるべき旨の同項の裁定においては第二号及び第四号、定着物を収去すべき旨の同項の裁定においては第三号及び第四号に掲げる事項を定めなければならない。

一 行使を制限すべき權利の種類及び内容並びにその制限の内容、始期及び期間
二 消滅させるべき權利の種類及び内容並びにその消滅の期日
三 収去すべき定着物の種類、数量及び所在の場所並びにその収去を完了すべき期限
四 權利の行使の制限若しくは消滅又は定着物の収去によつて生ずる損失の補償金の額及び支払の方法

4 第一項の裁定は、第二項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号までの事項については、申請の範囲をこえてはならない。

第七十五條の六 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定を申請した者及びその申請に係る土地所有者等に通知するとともに、これを公示しなければならない。その

その者の利用計画に従つて共同利用に供することが国土資源の利用に關する総合的な見地から必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、草地利用権を設定すべき旨又はその行使の妨げとなる權利の行使を制限し、若しくはその權利を消滅させ、若しくは定着物を収去すべき旨の裁定をするものとする。

2 草地利用権を設定すべき旨の前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 草地利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積
二 草地利用権の内容
三 草地利用権の始期及び存続期間
四 借賃
五 借賃の支払の方法

裁定についての審査請求に対する裁決によつて裁定の内容が変更されたときもまた同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の公示があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定を申請した者とその申請に係る土地所有者等との間に協議がととのつたものとみなす。

(存続期間の更新等)

第七十五条の七 第七十五条の二第一項又はこの項の承認を受けてする協議がととのつたこと(前条第二項(次項で準用する場合を含む。))の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。))により設定された草地利用権(その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が、この項の承認を受けてする協議がととのつたこと(次項で準用する場合を含む。))の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。))によつてされたものに限り、その更新は、その草地利用権に係る土地についてその存続期間の満了後引き続き草地利用権による利用をする必要があるときは、省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、その草地利用権に係る土地の土地所有者等に対し、その草地利用権の存続期間の更新又はこれに代えてする新たな草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利がある場合にはその権利の行使の制限又は消滅に関する協議を求めることができる。ただし、その更新又は設定による草地利用権の存続期間の満了する日が、その土地につき第七十五条の二第一項の承認を受けてする協議がととのつたこと(前条第二項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。))により設定された草地利用権の存続期間の始期から二十年以内でない場合は、この限りでない。

2 第七十五条の二第二項から第五項まで及び第七十五条の三から前条までの規定は、前項の承認の申請があつた場合に準用する。この場合において、第七十五条の二第二項中「傾斜、土性

等の自然的条件、利用の状況」とあるのは「利用の状況」と、同条第三項中「次の各号に掲げる要件のすべて」とあるのは「第二号に掲げる要件」と、第七十五条の五第一項中「申請に係る土地(その土地の定着物を含む。))の利用の状況並びにその申請に係る」とあるのは「申請に係る」と読み替へるものとする。

(買い取るべき旨の裁定)

第七十五条の八 第七十五条の二第一項又は前条第一項の承認を受けてする協議がととのつたこと(第七十五条の六第二項(前条第二項で準用する場合を含む。))の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。))以下この節で同様とする。))により設定された草地利用権(その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が、前条第一項の承認を受けてする協議がととのつたこと(同条第二項で準用する場合を含む。))の六第二項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。))によつてされたものに限り、以下この節で同様とする。))の存続期間が三年以上にわたるときは、その草地利用権に係る土地所有者等は、都道府県知事に対し、省令で定めるところにより、その草地利用権を有する者がその草地利用権に係る土地又はその行使が制限された権利を買い取るべき旨の裁定を申請することができる。

2 定着物を収去すべき旨の第七十五条の五第一項の裁定を受けたその定着物の所有者は、その定着物を収去するとすればその定着物を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、都道府県知事に対し、省令で定めるところにより、その定着物のある土地につき草地利用権を有する者がその定着物を買い取るべき旨の裁定を申請することができる。

3 買い取るべき旨の前二項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 買い取るべき土地についてはその所在、地番、地目及び面積、定着物についてはその種類、数量及び所在の場所、権利についてはそ

の種類及び内容

二 買い取るべき土地若しくは定着物の所有権又は権利の移転の期日

三 対価

四 対価の支払の方法

4 第七十五条の五第四項及び第七十五条の六の規定は、都道府県知事が第一項又は第二項の規定による申請に基づき買い取るべき旨の裁定をする場合に準用する。この場合において、第七十五条の五第四項中「第二項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号まで」とあるのは「第七十五条の八第三項第一号及び第二号」と、第七十五条の六中「土地所有者等」とあるのは「土地又は定着物若しくは権利のある土地につき草地利用権を有する者」と読み替へるものとする。

(草地利用権に係る賃貸借の解除)

第七十五条の九 第七十五条の二第一項又は第七十五条の七第一項の承認を受けてする協議がととのつたことにより設定された草地利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その草地利用権に係る土地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その草地利用権を設定した者は、その目的に供されていない土地につき、都道府県知事の承認を受けて、その草地利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

(草地利用権の譲渡等の禁止)

第七十五条の十 第七十五条の二第一項又は第七十五条の七第一項の承認を受けてする協議がととのつたことにより設定された草地利用権を有する者は、その草地利用権を譲渡し、又はその草地利用権に係る土地を貸し付けることができない。

第七十六条中「又は売渡」を、「売渡又は譲与」に改める。

第七十八条第一項中「基く」を「基づく」に、「又は第七十五条第三項」を「第七十五条第三項」に、「買取した土地」を「買取し、又は第七十四条の二

第一項の条件に基づき返還を受けた土地」に改める。

第八十一条中「又は売渡」を、「売渡、譲与又は裁定」に改める。

第八十三条の次に次の一条を加える。
(違反転用に対する処分)

第八十三条の二 農林大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、次の各号の一に該当する者に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条、第五条又は第七十三条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第四条第一項、第五条第一項若しくは第七十三条第一項の規定に違反した者又はその一般承継人

二 第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許可に附した条件に違反している者

三 前二号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負つた者又はその工事その他の行為の下請人

四 詐欺その他の不正な手段により、第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許可を受けた者

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をとるべきことを命じようとするときは、あらかじめ、その処分又は措置を命ずべき者に弁明の機会を与えなければならない。

第八十四条の見出し中「又は小作採草放牧地」を削り、同条中「及び小作採草放牧地」を削る。
第八十五条第四項中「又は第七十二条第二項」を「若しくは第七十二条第二項」に、「又は使用

令書の交付」を「若しくは使用令書の交付又は第七十五條の三（第七十五條の七第二項で準用する場合を含む）若しくは第七十五條の八第一項若しくは第二項の規定による申請に対する裁定」に改め、「対価」の下に「借賃」を加え、同条第七項中「及び第二十一條第一項の規定による小作料の最高額の決定」を削る。

第八十五條の三の見出し中「対価又は補償金」を「対価等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「対価」の下に「借賃」を加え、同項に次の一号を加える。

七 第七十五條の五第二項第四号（第七十五條の七第二項で準用する場合を含む）に規定する借賃、第七十五條の五第三項第四号（第七十五條の七第二項で準用する場合を含む）に規定する補償金又は第七十五條の八第三項第三号に規定する対価

第八十五條の三第二項を次のように改める。

2 前項第一号から第六号までに掲げる対価又は補償金の額についての同項の訴えにおいては国を、同項第七号に掲げる借賃又は補償金の額についての同項の訴えにおいては第七十五條の三（第七十五條の七第二項で準用する場合を含む）の規定による申請をした者又はその申請に係る土地所有者等であつた者を、同号に掲げる対価の額についての前項の訴えにおいては第七十五條の八第一項若しくは第二項の規定による申請をした者又はその申請に係る裁定によつて土地、権利若しくは定着物を取得した者を、それぞれ被告とする。

第九十條第一項中「但書」を「ただし書」に、「この法律の適用」を「この法律（第二章第六節を除く。以下この項で同様とする。）の適用」に改める。

第九十一條中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の」を削る。

第九十二條中「、第二十三條」を削る。

第九十三條中「左の」を「次の」に改め、同条

第一号中「第四十九條」を「第二十二條又は第四十九條」に改め、同条に次の一号を加える。
三 第八十三條の二第二項の規定による農林大臣又は都道府県知事の命令に違反した者
本則に次の一條を加える。
第九十五條 第二十五條第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者は、一万円以下の過料に処する。
別表を次のように改める。

都道府県名	小作地の面積
北海道	四・〇（ヘクタール）
青森県	一・五（ヘクタール）
岩手県	一・一（ヘクタール）
宮城県	一・四（ヘクタール）
秋田県	一・四（ヘクタール）
山形県	一・三（ヘクタール）
福島県	一・一（ヘクタール）
茨城県	一・一（ヘクタール）
栃木県	一・二（ヘクタール）
群馬県	〇・九（ヘクタール）
埼玉県	〇・九（ヘクタール）
千葉県	一・一（ヘクタール）
東京都	〇・七（ヘクタール）
神奈川県	〇・七（ヘクタール）
新潟県	一・〇（ヘクタール）
富山県	一・〇（ヘクタール）
石川県	〇・八（ヘクタール）
福井県	〇・九（ヘクタール）
山梨県	〇・七（ヘクタール）
長野県	〇・八（ヘクタール）
岐阜県	〇・六（ヘクタール）
静岡県	〇・七（ヘクタール）
愛知県	〇・七（ヘクタール）
三重県	〇・七（ヘクタール）
滋賀県	〇・七（ヘクタール）
京都府	〇・六（ヘクタール）
大阪府	〇・六（ヘクタール）

都道府県名	小作地の面積
兵庫県	〇・六（ヘクタール）
奈良県	〇・六（ヘクタール）
和歌山県	〇・六（ヘクタール）
鳥取県	〇・八（ヘクタール）
島根県	〇・七（ヘクタール）
岡山県	〇・七（ヘクタール）
広島県	〇・五（ヘクタール）
山口県	〇・七（ヘクタール）
徳島県	〇・六（ヘクタール）
香川県	〇・六（ヘクタール）
愛媛県	〇・七（ヘクタール）
高知県	〇・七（ヘクタール）
福岡県	〇・八（ヘクタール）
佐賀県	〇・九（ヘクタール）
長崎県	〇・七（ヘクタール）
熊本県	一・〇（ヘクタール）
大分県	〇・六（ヘクタール）
宮崎県	〇・九（ヘクタール）
鹿児島県	〇・七（ヘクタール）

附則

- この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- この法律の施行前に改正前の農地法（以下「旧法」という。）第三條第一項若しくは第五條第一項又はこれらの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の農地法（以下「新法」という。）第三條第一項若しくは第五條第一項又はこれらの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。
- この法律の施行前に旧法第八條第一項の規定による公示があつた小作地又は小作採草放牧地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。
- この法律の施行前に旧法第十四條第二項又は第十五條第二項で準用する旧法第十一條第一項又は第二項の規定による買収令書の交付又はその交付に代わる公示があつた土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利のその買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る買収については、なお従前の例による。
- この法律の施行前に旧法第十五條の二第三項の規定による公示があつた農地又は採草放牧地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。
- 前三項の規定により従前の例によつて國が買収した土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利は、新法第二章第五節並びに第七十八條及び第八十條の規定の適用については、新法第九條第一項若しくは第二項、第十四條第一項、第十五條第一項又は第十五條の二第一項若しくは第二項の規定により國が買収したものとみなす。
- この法律の施行前に成立した合意に基づいてする合意による解約及び十年以上の期間の定めがある賃貸借でこの法律の施行の日において残存期間が十年未満であるもののその残存期間の満了前にする更新をしない旨の通知については、新法第二十條第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この法律の施行の際現に設定されている地上権、永小作権又は賃借権（その賃借権に係る賃貸借が更新された場合におけるその更新後のものを含む。）であつてその設定の相手方が個人であるものに係る小作料については、この法律の施行の日から起算して十年をこえない範囲内において政令で定める日までは、新法第二十一條から第二十四條の三まで及び第八十五條第七項の規定は適用せず、旧法第二十一條から第二十四條まで及び第八十五條第七項の規定はなおその効力を有する。
- 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十一條第一項の基準については、農林大臣は、毎年経済事情等を勘案して検討を加えるものとし、その検討の結果必要があると

きは、その基準の変更を行なうものとする。

10 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行為であつて附則第七項の規定により従前の例によることとされるもの及び附則第八項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(他の法律の一部改正)

11 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一百条の見出し中「旧自作農創設特別措置法等」を「農地法」に改める。

12 自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行う」を「行なう」に改め、同項第一号中「行おう」を「行なおう」に改め、同項第二号中「(同条第三項に規定する自作採草放牧地をいう。)」を「(耕作又は養畜の事業を行なう者が所有権に基づいてその事業に供している採草放牧地をいう。)」に改める。

昭和四十四年四月一日印刷

昭和四十四年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局